

第五回國會 農林委員會會議錄第二十四号

昭和二十四年五月十七日(火曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事坂本 實君 理事松浦 東介君

理事八木 一郎君 理事山村新治郎君

理事八百板 正君 理事長谷川四郎君

理事深澤 義守君 理事寺島隆太郎君

理事吉川 久衛君

遠藤 三郎君 河野 謙三君

坂田 英一君 平野 三郎君

淵 通義君 村上 清治君

藥師神岩太郎君 石井 繁九君

井上 良二君 竹村奈良一君

中垣 國男君 寺崎 覺君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

經濟安定政務次官 中川 以良君

(經濟安定本部生活物資局長) 松尾泰一郎君

總理廳事務官 (主計局長) 河野 一之君

大藏事務官 苦米地英俊君

農林政務次官 山添 利作君

(農政局長) 安孫子藤吉君

農林事務官 長村 貞一君

食糧管理局長官 (纖維局長) 安田善一郎君

農林事務官 安田善一郎君

專門員 岩隈 博君

五月十七日

理事寺島隆太郎君の補欠として寺島隆太郎君が理事に當選した。

本日の會議に付した事件

理事の互選

食糧管理法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二二〇号)

○小笠原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に理事の補欠選挙を行います。昨十六日、委員寺島隆太郎君が委員を辭任せられ、同日議長において寺島隆太郎君が委員に指名されました。なお委員を辭任されました寺島君は理事でありましたので、理事の補欠選挙を行わねばなりません。これは先例によりまして委員長において指名するに御異議ありませんか。

○小笠原委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは寺島隆太郎君を理事に指名いたします。

それでは前會に引き続き、食糧管理法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を繼續いたします。竹村君、要求の政府委員が見えましたから、あなたから始めてください。

○竹村委員 昨日、六日にはもうすでに褒の供出が始まるということについての報奨物資の件で、いろいろ農林省にお伺いしたのでございますけれども、この報奨物資の配給に關しましては、そのうちの特に衣料品に關しましては、いわゆる各登録店にこれを扱わ

しめておるといふことでありますけれども、これに關しまして、商工省は、農家の實際の還元、いわゆる供出に対するところの報奨用でありますけれども、これは結局において一部の報償金ともなります。従つてこれは物ではあるけれども、結局においては農民自身が好むとするならば、協同組合等に一元的に、つまり集荷機關に一元的に配給するところの方途を講ぜられるのが当然だと思ひますが、農林省としてはこれには賛成であるけれども、問題は安本と商工であるということでありましたので、わざ／＼お越しを願つたのであります。これに對して商工省と安本との両方から、そういうことをする意思があるかどうかという点についてお伺ひしたいのです。

○中川(以)政府委員 經濟安定本部といたしまして、ただいまの御質問に對してお答えを申し上げます。リンク物資につきましては、できるだけこれを受けます消費を、農民の選択にまかせまして、この自由意思をあくまで尊重いたす考えでございます。しかるがゆえに一部は農業協同組合の扱いをするものもございますし、まだ小賣店の扱ふものもある次第でございます。今日これを協同組合だけにすると、あるいは小賣店だけに限定するとか、あるいは毛頭持つておきませんと、昨年の米の供出の場合におきましても、そのリンク物資の状態を見まして、たとえ申しますと、石川、岐阜、静岡、宮崎につきましては、荷受

機關の農業協同組合でもつて一手に扱われております。その他の縣におきましては、大体農業協同組合が三〇%ないし五〇%を扱つておるような状態でございます。今後におきましても、こういう地方の事情、また消費者の意向というものをあくまで尊重いたしまして、善処いたしたいと考えておる次第でございます。

○農林政府委員 お答えいたします。商工省といたしましては、ただいま御質問の問題につきましては、安本から今お答えがありましたような御方針にのっとりまして、具体的に処置をいたしたいと存じておる次第でございます。ただいま經濟安定本部を中心として、農林省、私の方、相寄りまして、この問題の具体的な方法を今検討中でございます。今安本からお答えのありましたような方針に基いて、処置いたしたいと存じております。

○竹村委員 お尋ねいたしますが、農民の自由意思によるというのとは、先般衣料品の小賣登録店の選挙が行われたような方式において、自由意思を尊重するといふ御意思であるかどうかというところを承りたい。

○中川(以)政府委員 農業のリンク物資は、大体品物を出荷をいたしまして配給することになつておまして、あらかじめ必要者の希望をとるということが事実上できないような現状にございますので、政府といたしましては、今後できるだけ早くこのリンク物資を送りつけまして、しかして消費側、い

わゆる需要者側は、小賣店であらうと、あるいは農業組合であらうと、自由にこれを選択いたしまして、買先をきめることに相なる次第であります。従つてその後におきまされることの調整というものは、これらの実績によりまして自然と農民の意思によりまして、正しい決定を見るに至ることと考えておる次第でございます。

○竹村委員 その農民の意思による決定ということでございますが、その農民の意思によつて決定をさすのは、昨年度衣料品の登録選挙が行われたような方法で、農民の意思による決定をするといふような対策をされるのか、大体選挙法は前の通りで農民の意思をはかられるのか、この点をお伺ひいたします。

○農林政府委員 昨年の小賣店の登録のときの方法ということは、結局昨年の小賣店に登録いたしましたときには、御承知のように選挙をいたしました。選挙と申しますか、投票と申しますか、そういう方法によつて自由意思を表明させるかどうかという御質問かと存じます。今の經濟安定本部からお答えになりました、農民の自由な意思を尊重してきめるといふ具体的なあり方につきましては、これは今安本を中心にして、農林省の方と私の方と相談しておるところであります。その具体的な方法につきましては、ただいまこころはつきり、こういう方法であると申し上げる段階に至つておりま

せん。目下検討しておるところであります。

○竹村委員 それでは昨年度の衣料小賣店の登録選挙というものが、あの当時はあれで商工省は正しいと思われていたのか、間違つていいると思われるか、その点をお伺いいたします。

○長村政府委員 昨年の小賣店の登録のやり方は、当時の情勢としてはあれで至当であつたと私も考へております。

○竹村委員 大体選挙というものは、全体が選挙される場合においては、たとへば改選されて、そうして行われるべきものであると私は思ひます。ところが昨年度の衣料品の選挙にあたりましては、約七割というものが既存の権利者として残されて、わずかなあとの三割だけを農民の自由な意思を表現せよとか、あるいは國民一般の自由な意思を表現せよとかいうような形で、その三割のうちに、いわゆる協同組合が一部割り込んだと、割り込まない所があるという状態になつておるわけでありまして、従つて協同組合自身は、衣料登録店をつたという場合におきまして、いわゆる選挙した品を扱いたくはない。ただああいふ形で選挙されたならば、勢いリンク物資を扱うために、いや／＼ながら選挙しなければならぬ。しかもそれをわずかに三割だけの、いわゆる選挙のうらをかきめられるというところは、非常に不公平なものであり、従つてこの結果は、小さい商賣人と協同組合と別に対立すべきものでないものを、政府があいふ方式をきめるから対立したくないけれども、このような対立を各府縣において生じておる。これは非常に

大きな問題になつてゐる。協同組合側は少くともそういう小さな商賣人と対立したくない。しかしああいふ選挙法をされたから対立する。リンク物資だけを協同組合に扱わせるというにしたなら、おそらく小さい小賣人にしても、商賣人にしても、そういう協同組合と何も摩擦を起すところの理由はない。しかしそういうことをされておる。それは聞くところによれば、いわゆる衣料品組合が大きな運動を各府縣において展開された。それによつて商工省が動かされたのだというやうな一これは眞実かどうか知りませんが、けれども、巷間そういうやうなことが流布されておる。この点についてそういうことがあつたかどうか。あるいはまた今後そういうことでなしに、あらかじめ協同組合と小さい商賣人を、対立さすやうな政策をとるやうな方針をも含めてお考へになつておるかどうかという点を、明らかにしてもらいたいと思ひます。

○長村政府委員 昨年の衣料品の登録の際に、お話のように、三割につきまして登録を更改したわけでございますけれども、御承知の通りにこの衣料品の小賣りの扱い店を定めますときには、一種の登録制度を設けて、その登録されたものについて小賣店を認めるといふことになつております。それは当初からそういうことをやつておるわけでありまして、御承知の通りに登録店を定めましたときには、消費者の投票によつて登録店をきめるわけでございます。そしてこの小賣店が一年間なりあるいは一定の期間小賣業務を営んでおりまして、そこに相当な実績を収めておるといふことです。私ども

もやはり相當に消費者の信頼のあつたもの消費者の要求なり、意を満足せしめたものと考へるのが至当であらうと考へたわけでありまして、そういう考へから、昨年は取扱ひの成績優秀なものを順次上の方からとりまして、これが大體七割程度、残り三割程度は必ずしも消費者に十分に満足せしめるに至つていないのじやないか、こういうものはこの際新規の小賣店を始めたいという希望のものと一緒にして、もう一度消費者に投票をさせるのが適當じやないか。こういう考へから、昨年は成績のあまりあがらなかつた三割につきまして登録をやり直したわけでございます。決して私どもその際に、小賣店あるいはその他の従來の小賣店の声に動かされてこういう方法をとつたわけではありませぬので、ただいま申し上げましたやうな考へから、これが自然であらうというので、そういう方針をとつて、昨年は一部の更改をやつたわけでありまして、意識的に、従來の小賣業者とあるいは農村の協同団体との対立というものを、これによつて考へたわけではないのでございまして、この三割の線の引き方が適當であつたかどうかという点は、いろいろと考慮すべき点もあるかと思ひますが、この辺のことは今日なお昨年の小賣店がそのまゝ継続いたしておりまして、登録を更改する時期にたゞいま至つておらないのであります。この登録を更改するやうな際には、ただいまのお話あるいは昨年の成績、その後の状況を勘案しまして、これをいかにして更改をするかというのを定めたと思つております。

○小笠原委員 竹村君、大蔵省の主計局長が見えてますから……

○竹村委員 それでは昨年度の三割を残される場合に、従來リンク物資をいろうておつた各町村が、リンク物資としての衣料を受取つた。このものはリンク物資をいろうのに不誠実であり、あるいは信用が足らぬというので、七割を残すというわけの中に入られなかつたのかどうか、その点をお伺いします。

○長村政府委員 決してそういうわけではないのでありまして、御承知の衣料品の登録店は、総合的な取扱ひをすることを今の政府としては、目的としております。関係で、総合的な衣料品の取扱店として登録をさせますので、さやうな見地から、今の総合衣料取扱店としての小賣店、これの投票を見たわけでありまして。

○竹村委員 今までは、農民の自由な意思でリンク物資をそこからのけておつて、総合的な衣料の販賣を協同組合は従來やつていないというところは御承知のことです。ただリンク物資だけをやつておつた。それを特別な除外例かと自身が、結局においては小さい商賣人と対立関係にしようという考へはなかつたけれども、事實においてやうな考へがあるかどうか、これを伺ひたいと思ひます。

○長村政府委員 リンク物資の配給も、これは一つの衣料品の配給でございます。私どもとしては、私どもとしては、やはり衣料品の登録小賣店というものの最終消費者に対する配給は担当せしめた、かやうに存するものであります。

○竹村委員 それでは農民が自由な意思において、たとえば農民がこしらえております協同組合が、總會等の決議をもつてリンク物資は一元的に協同組合から配給を受けようという場合、これはどうなるのですか。それをひとつお伺ひしたい。

○長村政府委員 この問題は先ほど申しましたやうに、現在安本を中心としたしまして、本年度のリンク物資の配給の方法をただいま検討しておりますので、その際に農林當局とも相談いたしまして、本年度のやり方としては具體的に定めたいと思つております。

○竹村委員 ちよつとそれは、おかし。私が先ほどから聞いておれば、商工省も安本も、農民の自由な意思によつて選挙せしめる、こういうことをおつしやつておられる。従つて私が今申し上げたやうに、農民の最高決議機関といふものは、やはり自分らが、こしらえておる組合における總會であります。この總會において決議した場合に、なおその考へですというやうな御答弁であります。そうなりますと農民の自由な意思の表現であるならば、当然これは特例何か設けて、それによつてリンク物資を配給せられるというところが、私は当然だと思ひますが、その点は農民の自由の意思の表現といふことをどういふふうに考へておられるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○中川(以)政府委員 ただいまの御質問の点であります。経済安定本部と

いたしましては、商工省、農林省とも十分に緊密なる連絡をとりまして、今後のリンク物資の配給の照しまして、あくまで適正公平を期しまして、しかも農民の意思が十分にそこに取入れられるというのを念願いたしております。ただ現在のところは、指定配給店というものは一應決定をされておりますので、その範囲内におきまして、農民の方々は自由に自分の好んだ店からこれを取得するというをやつていただくよりいたした方がないと思ひます。但し今後この指定配給店の改訂をいたします場合に、あらためて選挙制をとりまつか、あるいはどういう方法をとりますか、いずれにいたしまして、今お話のような農民の意思を一層正しく反映せしむべく、私どもの方は万全の策を講じたいと考えております。

○竹村委員 それはもちろんただいまの御答弁程度しか言えないかもしれせんけれども、大体この六月にリンク物資を控えておる。これはもちろんわれわれは、単に無条件で協同組合に渡せというのではないのでありますけれども、まああいつうに選挙の場合に、割残したわくの中にお前ら入れということになりますれば、実際自由の意思の表現であつても、これは選に入れません。リンク物資のわけ方について、昨日も農林当局に申し上げたのでありますけれども、実際の末端の配給面から言いますならば、あれはもう今後はかわつて来るかもしれせんけれども、今までは品目別にいろいろな品物が来たわけでありまして、従つて品目別に点数制で配給されておる。こういう

ことであるから、東北地方の大きな農家ばかりのところは別でなければ、関西西方の小さな農家では、一俵出した者もあれば三俵出した者もある。これが点数制でやられておるがゆえに、一俵に対して八点なら八点ときめられ、しかも一つのものが十点とか十五点というふうな品物をやることはできない。これを小賣店が個人々々から切符をもらつて渡そうとすることをやつたならば、これは実際にわけるときに、小さい農家には原反のものを渡し、大きいものを渡さなければならぬ。ところが協同組合においては、ならぬ。ところが各支部があるから、一應共同でもらつて、そうして点数を譲り合はすとか、次の報奨物資で埋め合わせするとか、原反の大きなものであらう。末端においてはこれは大きな問題です。これをあつち選挙制度でやられることについては、大きな不満がある。従つて今日の時代だから自由な農民の意思の表現で、おつしやるような形の登録店というよりも、むしろリンク物資の配給を小賣店に扱わせるか、自分たちの組合に扱わせるかというところを、一般的な端的な投票にでも問われるとか、あるいは総会の決議でそれと認められるとかいうことにやられたいと、実際供出さず側において困る。もちろん供出の責任者は町村長であるけれども、これを集荷するのは協同組合が大体においてやつておる。それに對する報奨物はよその手から渡すというこゝでは、実際の國家の食糧行政の一環をなす集荷自体が非常に困るので、その点で私はお尋ねするのでありますけれども、こういう点を留意され

て、實際六月からやる配給物資に對しては、政府はすぐに政令等を出しにされるのだから、政令を出して特例を設けられたらいいと私も考えるのです。が、この点に對して農林省の方から、政務次官がおいでになつておるので、そこで農林省はつづける御意見があるかどうか伺ひたい。

○吉川委員 昨日農林省の食糧長官が、たゞいまの問題について、農林商工の懸案が近く解決するというようなお話がありました。その御解決はいつごろでしょうか。またどんな方法で御解決なさるのでありますでしょうか。

○安孫子政府委員 昨日申し上げました関係でお答え申し上げたいと思ひます。この問題については、從來いろいろの沿革も御承知の通りでありますので、できるだけわれわれの主張をくんでいただきまして、商工省の方とも話をつけて、安定本部において案をつくつて、近くきめようという段階に來ておるわけでございます。参議院等の御希望は、できるだけ本國會中にこの処置をはつきりさせてもらいたいという強い要望がございますので、できるだけ早くした線に沿ひましてきめて参りたいというふうに考えておる次第であります。しかしながらただいまのところ、いづれきめようというところは申し上げることができないのであります。

○吉川委員 しかしリンク物資は二十四年度の麦、ばれいしよの供出を目の前に控えておるのでありますから、できるだけ早い期間にということでは、われわれは納得できないのでございませうが、この点に關し關係各省の御意見も伺ひたいと思ひます。

○吉川委員 昨日の御意見もつとも存じます。なるべく早い時期と申しますのは、それに間に合ふような早い時期、こういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○中川以政府委員 本年度のリンク物資につきましては、經濟安定本部におきまして、生産計画を立てまして、昨年よりできるだけ増加をいたしまして、昨年よりできるだけ増加をいたしまして、先づこの配給方法につきましては、先ほど來申し上げました通りに、商工省並びに農林省とも十分連絡をとりまして、たゞいまいろいろと御指摘になりましたような御意向、御意思を十分に取入れまして、公明な決定をいたしたいと考えております。いづれこの点は閣議等にも諮りまして、善処をいたすことを期しておる次第でございます。

○吉川委員 しかしまだリンク物資は二十四年度の麦、ばれいしよの供出を目の前に控えておるのでありますから、できるだけ早い期間にということでは、われわれは納得できないのでございませうが、この点に關し關係各省の御意見も伺ひたいと思ひます。

○吉川委員 昨日の御意見もつとも存じます。なるべく早い時期と申しますのは、それに間に合ふような早い時期、こういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○中川以政府委員 本年度のリンク物資につきましては、經濟安定本部におきまして、生産計画を立てまして、昨年よりできるだけ増加をいたしまして、昨年よりできるだけ増加をいたしまして、先づこの配給方法につきましては、先ほど來申し上げました通りに、商工省並びに農林省とも十分連絡をとりまして、たゞいまいろいろと御指摘になりましたような御意向、御意思を十分に取入れまして、公明な決定をいたしたいと考えております。いづれこの点は閣議等にも諮りまして、善処をいたすことを期しておる次第でございます。

○吉川委員 しかしまだリンク物資は二十四年度の麦、ばれいしよの供出を目の前に控えておるのでありますから、できるだけ早い期間にということでは、われわれは納得できないのでございませうが、この点に關し關係各省の御意見も伺ひたいと思ひます。

○吉川委員 昨日の御意見もつとも存じます。なるべく早い時期と申しますのは、それに間に合ふような早い時期、こういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○中川以政府委員 本年度のリンク物資につきましては、經濟安定本部におきまして、生産計画を立てまして、昨年よりできるだけ増加をいたしまして、昨年よりできるだけ増加をいたしまして、先づこの配給方法につきましては、先ほど來申し上げました通りに、商工省並びに農林省とも十分連絡をとりまして、たゞいまいろいろと御指摘になりましたような御意向、御意思を十分に取入れまして、公明な決定をいたしたいと考えております。いづれこの点は閣議等にも諮りまして、善処をいたすことを期しておる次第でございます。

○吉川委員 しかしまだリンク物資は二十四年度の麦、ばれいしよの供出を目の前に控えておるのでありますから、できるだけ早い期間にということでは、われわれは納得できないのでございませうが、この点に關し關係各省の御意見も伺ひたいと思ひます。

○吉川委員 昨日の御意見もつとも存じます。なるべく早い時期と申しますのは、それに間に合ふような早い時期、こういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

象的なお答えでございまして、はつきり目目の前に麦、ばれいしよの供出の時期がさし迫つてゐる。しかもこの問題は今始つたのではなくて、もう長い間の懸案であります。それを今ごろ、できるだけ早い時期にやるとか、その趣旨に沿つてやるのだというふうな程度では、われわれは満足できないのでございまして、政府の責任ある、ほんとうに眞剣な——いづれまでもにやるということが言えないはずはないと思ひます。これはたゞいまの問題になつておりますところの食糧法の問題は、特に配給の問題ではありますけれども、これらの問題を解決するには、農民の生産意欲を減退させるような方法をとつては、いつまでもたつても日本の食糧問題の解決はできない。きわめて重大な問題でありますから、ひとつ責任ある、もつと具体的な返事を承つておきたいと思ひます。

○小笠原委員 政府委員の方々に申し上げますが、この問題はきわめて重要な問題で、今まで何回も答弁なされましたが、いつでも同じようなことの答弁です。この重要法案の關係は御承知の通りであります。この結果が農民に及ぼす影響は非常に大きな問題である。今のようないくつかの關係を責任をもつて解決つけないと、これは農村に與える影響も大きく、國家再建に重大な影響がありますから、あなた方は各大臣に對して、ことに主管の農林大臣は、これを責任をもつて商工省、安本の方にぜひ連絡をとりまして、徹底した御答弁をなさることが重要な任務だと思ひますが、いかがでございませうか。その点ををはつきりしないうちは、審議が進みませんぞ、しつかりして

ただきたい。御協議なさつて答弁なさるなら答弁なさるで、はつきりお答えにならない限り困ります。なるべく早い時期というよりなことでなく、至急にこれをまとめていただきたい。

○坂田委員 先ほど数字の問題が出たかもしれないけれども、炭鉱その他に対する労務用の地下たびの配給数量と、農村の方面に向つての地下たびの配給数量等は、一例でありませんが、一人当りに対しまして著しく差を持つております。これはどういふところから、かような差別をつけられておるものであるか。その点もあわせて御答弁をお願いしたいと思います。

○小笠原委員 今坂田君の質問のうちに、全部これを掘り下げればいろいろのことがありますが、その前に皆さんのところで協議して、農林大臣、商工大臣並びに安本長官の名によつて、はつきりしたことを御答弁なさらないと、重要な関係がありますから、まとめて御答弁なさつていただきたいと思ひます。

○吉米地政府委員 ただいまの委員長の御意見もございまして、明後日ごろまでに何とかきめてもらうよう大臣に努力してもらひたいいたします。さう御了承願ひます。

○吉川委員 繊維の生産関係は商工省が御担当になつておることよくわかります。ただいま問題になつておりますような農業関係への配給、特にリンク物資のごときは、これは農林省が御担当になるべきではないかと思つておられますが、その点について農林省のお考えを伺ひたいと思ひます。

○吉米地政府委員 私どももその方が希望でありますけれども、現在の機構

においては、なか／＼そう行かないようであります。農林省といたしまして、どういふものをどういふふうの報奨物資として出したいということすら、現在の機構ではちよつと決しかねるという状態になつておりますので、私どもの希望はそこにありますけれども、今急にさういふふうに行ひ得るかどうかという点については、今はつきり申し上げることはできないのはまことに遺憾でございます。

○吉川委員 商工省にお伺ひいたしますが、ただいまの私のお尋ねに對しまして、農林省ではそのような希望を持つておる、さうすることがいいというように言われるのですが、これについて商工省の御見解を伺ひたい。

○農林政府委員 この問題はただいま農林省の御希望を承りましたが、いろいろな種類の衣料品を生産いたしまして、その生産されたいろ／＼な衣料品を、それ／＼有無相通じまして所要の所に配付するわけでございまして、結局現状のような状態におきましては、全体としてあれこれと非常にやりくりをいたさなければならぬのでありまして、結局これらのやりくりを、経済安定本部を中心といたしましてきめていただきたまはるところに従つて流して参りました。この際に私どももいたしましては、農村関係の方面につきましては、十分吉川委員の御意見の通り、御要望を承りまして処置をいたしているものであります。現状のようなやり方につきましては、密接な連絡につきまして、齟齬なく所要の配給もできると思つておりますので、私どもといたしましては、現状のやり方で支障のないものと、実は率直に私のお答

えを申し上げます。

○吉川委員 先ほど関係各省御協議の結果、明後日までに解決をするという御返事でございしますが、もしそれまでに解決ができなかつたときには、農林省においては何か通牒等をもつて対処する御決意があるかどうか、農林省の御見解を伺ひたいと思ひます。

○吉米地政府委員 先ほど申しました通り、この問題は各省にまたがつてい

る問題でありまして、農林省だけでどういふふうにするかという点ではできないのでございします。私が先ほど申し上げましたのは、明後日までに解決してもらひように大臣に進言するということを申し上げましたが、それを受けて大臣がどう決意するかについては私から申し上げることは困難であると存じます。

○吉川委員 それではその結果によつて、またその点についてはお尋ねすることにしたしますが、あるいは本案の審議に影響を及ぼすかもしれませんから、あらかじめお含みおきを願ひたいと思ひます。

次に小賣業者を決定する場合には、

消費者の自由意思によつてきめたいという商工省繊維局長の御意見は、私はまことに賛成でございます。ぜひそのようにやつていただきたいと思ひます。ついではその時期はいつであるか。そしてその方法として、毎年行われることが私は理想的であると思ひます。一年間を通じて消費者の期待に沿うようなことが行われなかつた場合には、次に選に漏れて登録店となれないようなことに行きたくことがよろしいのではないかと思ひます。それで小賣店にいたしましたとしても、協同組合に

たしまして、差別することなく消費者の自由意思ということが望ましいと思つております。

それから御買業者の決定は小賣業者の選挙制といたしまして、これも毎年一回登録を更新することではなければならないと思ひますが、これについての御見解を伺ひたいと思ひます。

○農林政府委員 小賣及び卸の更新の点につきましては、御承知のように取扱ひ品目の点につきまして、本年いろいろと考慮すべき点がございしますので、まだどの時期にどういふ方法でこの登録を更新するかは、今日確定しておりません。しかし私といたしましては、ただいまお話のように一旦登録を受けました者が、その成績のいかににかかわらず、いつまでもその登録が継続されることは適當でないとは存じております。但しこれを一年というはつきりした日を限りまして、必ず一年ごとに更新する方がいか、どうかという点につきましては、ただいま申しましたように、今方法等を検討中でございしますので、いましばらく検討の時期をいただきたいと思ひます。

○吉川委員 私は統制方式の運用については、消費者代表を過半数参加せしめたところの審議委員会のようなものを設置して、民主的に運営するのがよろしいと思ひます。これについての御意見を伺ひます。

○中川(以)政府委員 ただいま御質疑の点は、今後の統制方式の整理改善等に對しましては、できるだけ民意を尊重いたしまして、公正に善処いたす考へでございまして、御指摘の点は十分私どもも考へている次第でございします。

○竹村委員 大体さういふ根本的な問題は、先ほど農林次官からの答弁で明後日承るといたしまして、安本の方にお聞きしたいのでございしますけれども、リンク物資、いわゆる報奨物資の價格と米價とは、常に一年遅れのようにな形で連つて参つているのでございすけれども、安本の方においては、これが公正であると考へておられるかどうか、この点をひとつお伺ひしたいと思ひます。

次いで商工省にお尋ねしたいのでございします。リンク物資が、たとえば原反の白で配給するものを、商工省が安本が知りませんが、大体商工省と思ひますが、特に御配慮願つて、染めて配給されているという場合がありますが、これが白で配給されるのと、染めて配給されるのとで非常に價格が違ひます。農民は非常に困つていまして、それは白でもらつたならばこつちが勝手に染める。なぜ農民は染めてもらわぬでもよいと言つても、むりに染めて、ものすごい高い値段で配給されるか、それをひとつお聞きしたいと思ひます。

○農林政府委員 商工省の関係官が退席されるのでありますから、この際資料をひとつ要求したいと思ひるのであります。それはただいままでいろいろ協議になりまして、リンク物資その他の農村向け配給物資について、全体の生産の数量、それに対して各部門ごとの配給の数量、特に農村の方にどれだけ行くか、その数量について從來の実績と、これからの計画の数量を明示した調査資料を出していただきたい。それに基づいて農村と他の部門との割合を検討し

てみたいと思うのでございます。どうぞお願いいたします。

○吉米地政府委員 今の竹村委員の御希望ごもつと存じます。これは農林省といましては、本年度においては白い生地で報奨物資を出すように努力いたしております。おそらくある程度その希望は達せられることと存じます。さよう御了承願います。

○農林政府委員 たいだいまの農林向けの報奨物資の白生地と染めの点でございますけれども、これを私も出しますときには、農林省といろ／＼相談いたしまして、大体この程度のもは紺がよい、この程度のもは白生地というようにして打合せをしまして、大体の見当をつけて出しておるわけであります。紺染めの方が御承知のように白生地より染め代がかりますので價格としては高くなつておるのであります。その割合と申しますか、どの程度染めを出すかというようことは、関係方面と打合せましてやつております。

○竹村委員 それでは商工省にお尋ねしたいのですが、大体原反でお渡しになることによつて染め代がかかるのはわかつておりますけれども、染めてお出しになる價格、そのパーセント、つまり白が何パーセントで染めが何パーセントか、そのパーセントを伺いたい。

○山村委員 たいだいまの竹村委員の質問に對しまして、商工省の政府委員から、関係方面の了解を得るというようなどころがあるのですけれども、一体関係方面といふのはいゆる関係方面か、それとも國內的な問題ですか。その点をはつきりしてもらいたい。こう

いう問題で関係方面を出してもらつては國民は迷惑しごくですから、はつきりしてもらいたい。

○農林政府委員 私関係方面と申し上げましたけれども、國內におきまする関係方面でございます。これと相談します。それからいゆる関係方面にも綿であります関係上一應報告し、相談をいたします。

○小笠原委員 商工省の方は商工委員会の要求で退席しますが、重要な関係は、今ここで問題になつた、あなたの方の關係のある農村の主要必需品の配給關係は、今までも農村にひどすぎるという空氣でありますから、それをどういうふうな計画で直すか、しかも食糧などという大きな問題を農村に背負わせるような提案をした以上は、農林大臣も、閣議に参列した商工大臣も安本長官も、十分農村に對して責任がありますから、これをほんとうにあさつてまですとめて出すことの責任を持つていただきたいということ、大臣に御報告をお願いしたい。その御返事によつてはこの審議に對しては、こちらの決意があるからということ、かたく通告していただきたい。

○安孫子政府委員 きのお尋ねがありました調整委員会の經費であります。二十三年度は九億四千万円でありましたが、二十四年度は十五億三千万円になつております。従つて大体一万町村と考へますと十五万円ぐらゐになると思ふのであります。ただ去年の經費はあるいは九箇月か十箇月分だつたと思ひます。今年の十五億は全年です。からこの数字がそのまゝふえてるわけではありません。

○深澤委員 安本当局が見えられてお

りますから、この際非常に切迫してある問題について伺ひたいと思ひます。この点は昨日も井上委員から御質問されました、ある部分は明らかになつたのであります。が、配給の場合における掛賣り制度の問題であります。現在九州方面におきましては、御承知のように炭鉱の賃金支拂ひが遅れてゐるために、またその関連産業におきましても非常な打撃を受けております。たに、九州方面の鉱山労働者、あるいはその他の消費者は、非常に飯米を買ふために苦しんでゐるものであります。現在飯米が割当てられても、まつたくそれを買ひ得ないという状況になりまして、これは特に福岡等におきましては全縣的な問題になり、知事も、何らかこれに對処しなければ非常な心配すべき状態になるというやうなことを聞いているのであります。なおこの鉱山關係の労働者の主婦たちが上京して、當局に陳情するといふやうな状況に立ち至つておるのであります。昨日農林當局は、この配給の面に對しまして、分割拂ひの点は研究するといふやうな御答弁があつたのであります。が、その他の処置としては、これは他の關係機關の方面において、失業救済として、生活保護法といふやうな問題の面において、解決すべきであるといふやうな御意見があつたのであります。しかしさやうなことではあります。この事態を救ひ得ることができないと思ひます。従つてこうした緊急の事情に立ち至つておる九州方面におきましては、相当問題がありまして、去る三月十九日も代表者が参りまして、宿谷労働次官と會いましたときに、至急に次官會議を開き、さらに閣議に持ち出し

て、この問題に對しては善処するといふやうな確答があつたのであります。一体さういふことに對しまして、安本の次官並びに農林次官は、御相談を受けました、この問題を取上げて御相談になつたことがあるかどうか、その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○中川(以)政府委員 今の問題は宿谷労働政務次官から正式にお話でございます。せんけれども、個人的には承りました。その後経済安定本部におきまして、この問題についてはいろ／＼苦慮をいたしております。特に今日産業資金の面におきまして、資金計画は復金の融資がまつたくとまりました。關係上、産業方面に對する資金が非常な困難を來しておる。その結果資金の不拂いその他等ございまして、各方面に波紋を描いております。まことに遺憾に存じておりますので、この点につきましまして、たいだいまいろ／＼と検討を加へまして、近く見返り資金の問題も解決をいたしまして、漸次市中銀行に融資のわくをふやして参りました。これらの諸点を解決いたすべく努力をいたしておる次第でございます。

○深澤委員 問題はきよりあすの食う飯米の問題でありまして、措置を講じまして、市中銀行に資金が参りました。順次その資金が労働者に流れて行つて、米が買へるやうになるといふやうな悠長な問題ではないと思ふのであります。きより、あすの米に困つていふといふやうな事態に遭遇しておる。ところがその融資の面におきましてはなほ進まない。なお失業救済の面においても手が打てない、あるいは生活保護の面においても手が打てないと

いふやうな、八方ふさがりの状態にあるのであります。従つてわれ／＼は、こゝろ緊急の事態に對しては、この食糧管理法においては掛賣り制度がでないことになつておるが、これは各省との協議によりまして、一時月末支拂ひといふやうなことにございまして、今日食ひに困つておる労働者あるいは一般消費者に對して、何らかの手が打てないかどうか。そうすることがわれ／＼は最も公正適切な配給の方法であると考えられております。決して一般消費者がそれを借りて買つたからといつて、あとで拂わないといつた氣持はないのであります。実情が資金の不拂ひにその原因がある。さういふやうな事態に對して、責任をもつてこれを具体的に解決するといふ何らかの方法を立てる御意思がないか、その点をお伺ひしたい。

○中川(以)政府委員 主食の掛賣りの問題でございますが、これはいろ／＼協議もいたしておるのでございまして、たいだいまのところでは掛賣りを認めることはいたしかねる段階にございします。但し掛賣りをしなければ拂えないやうな、いわゆる配給の米がとれないやうな社会情勢をかゝります。まことに遺憾でございますので、根本的に國の産業の面において、資金の不拂いとか、あるいは資材の不拂いとかいふやうなことが起きないやうな手を打たなければならぬと存じまして、これらはたいだいま急速に実施いたしております。一部炭鉱の不拂い問題も近く解決を見る現状に相なつておりますので、これに伴ひまして、たいだいまの問題も明朗に解決いたされることと私

どもは念願いたしておる次第でございます。でもは念願いたしておる次第でございます。

○深澤委員 円満に解決することを念願しているのはわかつておるのであります。したが、すでに事態は資金問題でなく、あつた買米に困るというふうな事態に遭遇しておる。これを救済するの政治である。これを救済するの政治である。これを救済するの政治である。

○中川(以)政府委員 たいだいま御指摘になりました点は、労働政務次官ともよく協議をいたしまして、今の経緯等も承りまして、至急善処いたします。いつまでというふうなことは、たいだいま私としては責任を持って申し上げるわけには参りませんが、私どもの誠意のある点をひとつお認めいただきまして、さよう御了承願いたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 食糧の供出、配給関係の予算的な問題であります。從來また現在において考えておりますことは、供出関係につきましては、國庫よりある程度の予算を出して、これを是正して行きますことは、國家的な義務と申しますか、そういった関係で、この点につきましては、地方財政法においてはつきり規定されておるわけでありまして、しかしながら町村内における配給の問題その他になります。これは町村の団体、住民その他の直接の利害関係にも相なることであります。従来からこの補助の問題については実は考えておりません。ただ町村財政の最近の窮乏の情勢から見まして、この点についていく／＼支障があることは承知したものでございまして、この点につきましては地方財政として何とかいう／＼やり繰りをやつていただきたいというふうな考え方を計上するということには、たいだいま考えておらないのであります。

○河野(一)政府委員 委任事務を個有事務、あるいは國家事務と地方事務との関係であります。できるだけ國家が全般的の目的のために命ずるような事務は、これは國の財政で見るのが至当であるのであります。さりとてそのこと自体がただちに今國家の経費になつて来るというふうには、私は必然的には考えておらないのであります。従来すべての事務につきまして、要するに國と地方との間の事務の配分の問題、それに関連して所要財源をどういうふうに分けるかという問題で、國の財政と地方の財政とができておるのであります。あるいは國がいろいろ統制関係その他で地方に指示し、あるいは命ずるというふうなことがありまして、その利害関係その他を考慮しまして、地方團體の事務なりあるいはその財政でまかなうということは、何ら法律の精神に反するものではないというふうな考え方を大第であります。

○中川(以)政府委員 たいだいまの御指摘の点は私どももまことに憂えておるものでございまして、きよう、あすにせまつた問題でございまして、これらの点を今ただちに政府が掛賣りを認めるというには行かない現状にございまして、大勢の労働者を抱えた企業方面におきまして、今日企業経営がきわめて困難ではございまして、その間に困難ではございまして、救済方法を講ずることを急がなければならぬというふうに考えております。これがためには、先ほども申しましたように、各企業方面に資金が潤沢に流れまうように、たいだいませつかく措置を講じておりますので、きようにひとつ御了承願いたいと思ひます。私どもは、御指摘の点を全然無視いたしまして、またなごさになると思ひますので、ひとつ会期中にその点を明確にしたいと思ひます。

○中川(以)政府委員 たいだいまの御指摘の点は私どももまことに憂えておるものでございまして、きよう、あすにせまつた問題でございまして、これらの点を今ただちに政府が掛賣りを認めるというには行かない現状にございまして、大勢の労働者を抱えた企業方面におきまして、今日企業経営がきわめて困難ではございまして、その間に困難ではございまして、救済方法を講ずることを急がなければならぬというふうに考えております。これがためには、先ほども申しましたように、各企業方面に資金が潤沢に流れまうように、たいだいませつかく措置を講じておりますので、きようにひとつ御了承願いたいと思ひます。私どもは、御指摘の点を全然無視いたしまして、またなごさになると思ひますので、ひとつ会期中にその点を明確にしたいと思ひます。

○中川(以)政府委員 たいだいまの御指摘の点は私どももまことに憂えておるものでございまして、きよう、あすにせまつた問題でございまして、これらの点を今ただちに政府が掛賣りを認めるというには行かない現状にございまして、大勢の労働者を抱えた企業方面におきまして、今日企業経営がきわめて困難ではございまして、その間に困難ではございまして、救済方法を講ずることを急がなければならぬというふうに考えております。これがためには、先ほども申しましたように、各企業方面に資金が潤沢に流れまうように、たいだいませつかく措置を講じておりますので、きようにひとつ御了承願いたいと思ひます。私どもは、御指摘の点を全然無視いたしまして、またなごさになると思ひますので、ひとつ会期中にその点を明確にしたいと思ひます。

○中川(以)政府委員 たいだいまの御指摘の点は私どももまことに憂えておるものでございまして、きよう、あすにせまつた問題でございまして、これらの点を今ただちに政府が掛賣りを認めるというには行かない現状にございまして、大勢の労働者を抱えた企業方面におきまして、今日企業経営がきわめて困難ではございまして、その間に困難ではございまして、救済方法を講ずることを急がなければならぬというふうに考えております。これがためには、先ほども申しましたように、各企業方面に資金が潤沢に流れまうように、たいだいませつかく措置を講じておりますので、きようにひとつ御了承願いたいと思ひます。私どもは、御指摘の点を全然無視いたしまして、またなごさになると思ひますので、ひとつ会期中にその点を明確にしたいと思ひます。

○中川(以)政府委員 たいだいま御指摘になりました点は、労働政務次官ともよく協議をいたしまして、今の経緯等も承りまして、至急善処いたします。いつまでというふうなことは、たいだいま私としては責任を持って申し上げるわけには参りませんが、私どもの誠意のある点をひとつお認めいただきまして、さよう御了承願いたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 食糧の供出、配給関係の予算的な問題であります。從來また現在において考えておりますことは、供出関係につきましては、國庫よりある程度の予算を出して、これを是正して行きますことは、國家的な義務と申しますか、そういった関係で、この点につきましては、地方財政法においてはつきり規定されておるわけでありまして、しかしながら町村内における配給の問題その他になります。これは町村の団体、住民その他の直接の利害関係にも相なることであります。従来からこの補助の問題については実は考えておりません。ただ町村財政の最近の窮乏の情勢から見まして、この点についていく／＼支障があることは承知したものでございまして、この点につきましては地方財政として何とかいう／＼やり繰りをやつていただきたいというふうな考え方を計上するということには、たいだいま考えておらないのであります。

○河野(一)政府委員 委任事務を個有事務、あるいは國家事務と地方事務との関係であります。できるだけ國家が全般的の目的のために命ずるような事務は、これは國の財政で見るのが至当であるのであります。さりとてそのこと自体がただちに今國家の経費になつて来るというふうには、私は必然的には考えておらないのであります。従来すべての事務につきまして、要するに國と地方との間の事務の配分の問題、それに関連して所要財源をどういうふうに分けるかという問題で、國の財政と地方の財政とができておるのであります。あるいは國がいろいろ統制関係その他で地方に指示し、あるいは命ずるというふうなことがありまして、その利害関係その他を考慮しまして、地方團體の事務なりあるいはその財政でまかなうということは、何ら法律の精神に反するものではないというふうな考え方を大第であります。

○中川(以)政府委員 たいだいまの御指摘の点は私どももまことに憂えておるものでございまして、きよう、あすにせまつた問題でございまして、これらの点を今ただちに政府が掛賣りを認めるというには行かない現状にございまして、大勢の労働者を抱えた企業方面におきまして、今日企業経営がきわめて困難ではございまして、その間に困難ではございまして、救済方法を講ずることを急がなければならぬというふうに考えております。これがためには、先ほども申しましたように、各企業方面に資金が潤沢に流れまうように、たいだいませつかく措置を講じておりますので、きようにひとつ御了承願いたいと思ひます。私どもは、御指摘の点を全然無視いたしまして、またなごさになると思ひますので、ひとつ会期中にその点を明確にしたいと思ひます。

○中川(以)政府委員 たいだいまの御指摘の点は私どももまことに憂えておるものでございまして、きよう、あすにせまつた問題でございまして、これらの点を今ただちに政府が掛賣りを認めるというには行かない現状にございまして、大勢の労働者を抱えた企業方面におきまして、今日企業経営がきわめて困難ではございまして、その間に困難ではございまして、救済方法を講ずることを急がなければならぬというふうに考えております。これがためには、先ほども申しましたように、各企業方面に資金が潤沢に流れまうように、たいだいませつかく措置を講じておりますので、きようにひとつ御了承願いたいと思ひます。私どもは、御指摘の点を全然無視いたしまして、またなごさになると思ひますので、ひとつ会期中にその点を明確にしたいと思ひます。

○中川(以)政府委員 たいだいまの御指摘の点は私どももまことに憂えておるものでございまして、きよう、あすにせまつた問題でございまして、これらの点を今ただちに政府が掛賣りを認めるというには行かない現状にございまして、大勢の労働者を抱えた企業方面におきまして、今日企業経営がきわめて困難ではございまして、その間に困難ではございまして、救済方法を講ずることを急がなければならぬというふうに考えております。これがためには、先ほども申しましたように、各企業方面に資金が潤沢に流れまうように、たいだいませつかく措置を講じておりますので、きようにひとつ御了承願いたいと思ひます。私どもは、御指摘の点を全然無視いたしまして、またなごさになると思ひますので、ひとつ会期中にその点を明確にしたいと思ひます。

○中川(以)政府委員 たいだいまの御指摘の点は私どももまことに憂えておるものでございまして、きよう、あすにせまつた問題でございまして、これらの点を今ただちに政府が掛賣りを認めるというには行かない現状にございまして、大勢の労働者を抱えた企業方面におきまして、今日企業経営がきわめて困難ではございまして、その間に困難ではございまして、救済方法を講ずることを急がなければならぬというふうに考えております。これがためには、先ほども申しましたように、各企業方面に資金が潤沢に流れまうように、たいだいませつかく措置を講じておりますので、きようにひとつ御了承願いたいと思ひます。私どもは、御指摘の点を全然無視いたしまして、またなごさになると思ひますので、ひとつ会期中にその点を明確にしたいと思ひます。

○中川(以)政府委員 たいだいまの御指摘の点は私どももまことに憂えておるものでございまして、きよう、あすにせまつた問題でございまして、これらの点を今ただちに政府が掛賣りを認めるというには行かない現状にございまして、大勢の労働者を抱えた企業方面におきまして、今日企業経営がきわめて困難ではございまして、その間に困難ではございまして、救済方法を講ずることを急がなければならぬというふうに考えております。これがためには、先ほども申しましたように、各企業方面に資金が潤沢に流れまうように、たいだいませつかく措置を講じておりますので、きようにひとつ御了承願いたいと思ひます。私どもは、御指摘の点を全然無視いたしまして、またなごさになると思ひますので、ひとつ会期中にその点を明確にしたいと思ひます。

的にやり直さなければならぬと思うのであります。大体私たちの考えでは、少くとも國民の食糧を政府が扱うという場合においては、これは便宜上地方廳に対して、一應資料とかあるいはこういうようにやれという意見はあるけれども、實際は國民の生活の根源をなすところの食糧というものを配給することは、國家的な事業であるといわれれば考えております。今の答弁では、これは國がそういうことを指示する地方が当然やるべきで、國が援助しているのだという考え方になると思うのですが、これは根本的に間違ひだと思ひます。しかしもしそれが政府全体の考え方であるとするならば、この法案は根本的に練り直してもらわなければ審議はできない。ということは、根本的にはやはり國が國民全体の食糧の問題に対して、一切の権限を持つていふというようにこの法案ができておる。配給の一切の権限は國が持つておる、もし今の大蔵省のような見解であるならば、たとえば超過供出あるいは配給の問題についても、なぜそういうふうに、たとえば一般消費者あるいは労働者加配米あるいは轉落農家用というように國が指示されるのか。黙つて地方長官に、わくをきめないでまがされぬのか。それをこの法案において、区切つてはつきり指示するようになつておる。それは地方のかつてのものだというのは矛盾をはなはだしと思ひますが、この点をはつきり御説明願ひたい。

○河野(一)政府委員 私が生上げたのは、そういう意味で申し上げたのではないのであります。食糧の問題なら食糧の問題について、全國的に当該の經費をその地方團體に持たせることが適當でない、たとえば消費地と生産縣との關係もありますが、生産縣から供出する場合において、それは直接その縣としてその經費を負担するといふことが適當でない、地方團體で負担するのが適當でないという場合には、これは國家的な必要からそういう問題が考えられるべきものであると思ひますが、全般的な食糧の問題は、全部國費でやるといふように突き詰めて考えておらないのであります。そのほかに食糧の問題のみならず、纖維品の配給の問題でありまして、あるいは今は統制廃止になつておりますが、マッチの問題にしましても、從來すべて各團體内において、配給というふうな事務はやつていた。その財源は地方團體において考へる。それがために要する地方の財源というものは、地方配付税なり何なり別途の措置で講ずべきものであつて、法的にそのたびごとに補助を出すというふうな考へ方はしておらないという考へで申し上げたのであります。

○井上(夏)委員 私がこの間要求した資料がまだ参つておりませんが、どういふわけですか。

○安孫子政府委員 政府委員室まで来ておりますからすぐ御配付いたしましませう。

○井上(夏)委員 それでは資料が来るまでほかのことを二、三伺ひます。昨日私の質問で、この第八條の三に、市町村長に通帳の交付限度を制限することになつておるのです。ところがその次の第八條の四において、公團配給所は當然配給をしなければならぬことに規定してありまして、一方通帳の發行を制限しても、現実にその數量を制限しない限り、通帳を持つております人口と、その開きの上に、大きなことにわく外が出て來ます。このわく外に対して、昨日應急米をもつて処理するといふお話でありましたが、應急米は一体どのくらい各縣に持たせる予定ですか、その内容を具体的に示し願ひたい。

○安孫子政府委員 これは數字をもつて別に申し上げたいと思ひます。

○井上(夏)委員 次に昨日さらにランニング・ストックの問題について伺ひましたところが、ランニング・ストックは持たせるという話でありましたが、去る四月以來、政府が各縣にそれぞれ配給割當を指示いたしましたして、幽霊人口その他の調整をはかつております關係から、ほとんど余分な米といふものは持たしてない。たとえば和歌山縣のごときは、このために少い所で三日、多い所には二週間の運配が起つておる。ランニング・ストックが全然ない。すみやかに農家人口なり一部保有人口を調査をいたしまして、政府に要求しなければならぬという実情になつておる。あなたの答弁とは非常な食い違ひを生じておるのですが、これは大体一週間なり二週間なりランニング・ストックを持たず計画になつておりますか、これをはつきりしていただきたい。

○安孫子政府委員 大体縣別に十日前後のランニング・ストックを持たしたといふ、またそういう方針で大部分持つておる縣が多いと思ひます。和歌山縣の問題は事實を確かめてみないとはいつきり申し上げられませんが、ランニング・ストックがないという問題じやなく、わくを嚴守することによつてそういう問題が発生したのではないかと、こういうふう存じます。

○井上(夏)委員 昨日坂本君の質問で私非常におかしく考へましたのは、政府が示します數字と縣が實情に即して上申して行きます數字との間に、食糧を調整するにあつて、これを話合の上でできる。こういう一つの政治的な取引によつてきめて行かうといふことらしいのですが、そういうような行き方は非常な誤解を生み、いろ／＼な点でうまく運動したものが勝ちを制するといふ結果になりはしないか。具體的な案在人口を把握して、確実な數字に基く資料によらずして、單なる談合によつて物をきめるといふ行き方は、絶対に排斥しなければならぬと私は考へますが、この点に対してどうお考へになりますか。

○安孫子政府委員 昨日申し上げましたことを、談合あるいはある意味の政治的な話合によつてきめるといふふうにおとりになられますと、私も非常に遺憾なものであります。決してそういう意味ではございせんので、食糧管理局として、一定數量の數字を理論的に割り出した私の方の一應の資料によつて、いろ／＼話を持たし出すわけでありまして、その數字が府縣の側の數字と一致いたします場合には、これは問題がないわけでありまして、ところが人口の移動等についても縣側の統計と食い違ひがある、あるいは轉落農家その他の見方、あるいは保有數字の見方等についても、いろ／＼計算上齟齬が出て來る。こうした場合にその間の實體をつかみまして、一定の根拠をもつた形において両者が理論的にも満足し、理解し得るという形において話を付けておるのであります。單なる取引ではございせんので、その点は御了承願ひたいと存じます。

○井上(夏)委員 農家の保有量をきめ、あるいは一部保有農家の保有量を算定いたします場合、政府では年齢別に應じましてその保有量を算定しておるようですが……

○安孫子政府委員 この点は確かめて申し上げたいと思ひますが、年齢別構成による保有量の算定は、おそらくおそれぬのじやないかと私は一應考へております。

○深澤委員 掛賣り制度ができないという先ほどの御答弁でありまして、どうしてできないのか、はつきりどういふ根拠によつてそういうことができないのか、その点をお伺ひいたします。

○中川(以)政府委員 掛賣り制度を認めて、その場しのぎの解決をいたすべ

きではないと存じますので、根本的の解決をしなければならぬという意味であります。さような意味において今日ただちに掛賣り制度を一部に認めるといふことは、かえつてそれがために根本的の対策が遅れる、またそれがいたしかねるという事態になりましてはいかぬと思ひまして、かような意味において、根本的にせひ誠意をもつて解決いたしたいということを、私どもは念願をいたしております。

○井上(農)委員 今農家の保有量の計算に年齢別を基礎に政府はしてないという話ですが、それで、農家の保有量は御承知の通り年齢別によつて差があるのです。それを年齢別を基礎にせずには割当をきめるといふのは、一体どういふ理由ですか。

○安孫子政府委員 一々年齢階層別に人数を出しまして、その保有数量をやるというのじやなく、全体の年齢階層別に平均をいたしますと、昨日申しましたように大体四合になりますので、この四合という数字を使ひまして計算をいたしておるといふふうに私は考えております。従ひましてこれを分析して申しますならば、内容的には入つておるといふことは言えると思ひます。

○井上(農)委員 それは単作地帯あるいはまた東北のように、耕作反別の非常に大きい所はさして問題はございませぬ、ところが関西のいわゆる五反以下の零細農の所へ参りますと、収容家族人員が非常に多いという関係から、この飯米の問題と割当の問題と耕作反別の問題で、非常な開きが起つて参りまして、農家保有米を差引きます場合は、どうしても供米の割当が全般的に大きくなつて参りますし、それをまたあえて強行いたしますためには、割当反別さなくならないという実情が現に起つておるのであります。こういう場合になつたときには、どう処置をされるかというのであります。

○安孫子政府委員 お話の点あるいは見当違ひの御返事になるかと思ひますが、四合保有で計算をいたしまして、つまり供出農家と非供出農家とが分類されるわけだと考えます。それで供出せざる農家については、一應保有農家として轉落の日から配給を續けて行くというわけ方をいたしておる次第でございます。あるいはお尋ねの点がはつきりしなかつたので、見当違ひのお答えになつたかもしれませぬ。

○井上(農)委員 その問題はあとでいづれ懇談をいたしたいと思ひます。ただいまいたしましたこの資料は、本年度の五月十六日現在の推定人口でございますが、これが大体この法律によつて下へおろそうという数字でございすか。

○安孫子政府委員 資料の説明を簡単に申し上げます。一枚のは昭和二十四米穀年度当初推定人口数でございまして、総人口が八千七百三十八万人、この内訳として、総数で一般消費者人口が四千四百七十七万四千七百七人、それから農家総人口が三千五百九十九万六千八百人、これは昨年の八月に実行されました常住人口調査に基きまして、その縣の増加率を推定いたしましたので、本米穀年度の当初における推定人口をここにあげておるわけでございす。もちろん配給の方は、これから人口の移動がございすし、またその後増加の關係もありまうので、月々の配給のわくはこれできめておるわけでありませぬので、これが動いておるわけでございます。

もう一枚の都道府縣別主食配給見込数量、これは昭和二十三年十一月から昭和二十四年六月までであります。三月までは実績をとり、四、五、六は推定を加えております。従つて推定の面

については、今後とも動く余地があるわけでございます。一般消費者用総数におきまして、トン数で現わしてありますが、四百二十六万六千六百二十八トン、農家用につきましては五十二万五千三百三十三トン、労働配給は四十七万六千六百九十五トン、三月まではこういう実績であります。四、五、六は推定でございます。もちろんこの四、五、六につきまして、特に五、六月につきましては、いろいろまだ問題が残つておると私は考えております。一方麦作の補正にからみまして、その間の調整もとらなければならぬ。特に六月まで切りましたゆへには、七、八、九ということになりまして、大体たゞいま申し上げました麦の補正の問題ともからんで來ますので、また大元の見当を立てる時期にも突はなつていないという意味において、特に七月以降を省いて資料として差上げた次第であります。

○井上(農)委員 この農家人口のうちで、一部保有農家人口といふのはどのくらいに推定しておりますか。

○安孫子政府委員 はつきりした数字はたゞいまわかりませんが、大部分は一部保有農家用でございす。これは理論的にあり得ないが、還元配給といふものは現実面においては實際上ありますので、それがプラスアルファとして計上されておるのでございす。これの大部分といふものが一部保有農家用の食糧になつております。

○井上(農)委員 そういたしますと今後の人口動向の把握の方法でございすが、單にこれを基礎にいたしまして、いわゆる人口の増加率をこれに按分をしまして、基礎数字を出して、縣側が持つて参ります数字と一致点を見出すということになりますか。

○安孫子政府委員 大体そういうことにならうと思ひます。

○井上(農)委員 そういたしますと、これはまつたく何と言ひますが、縣側自身をいたしましては、現実に食糧配給公團の発行いたします米穀通帳と言ひますか、あるいは所持してあります米穀通帳を基礎にして、大体実在人口はこれだといふ数字と、それから上の農林省が持つておりますこの数字とが、完全に一致をしない場合が、当然ここから起つて來るといふことが予想されますが、そうしますと、その調整は一体いつされるのですか。たとえば今月これだけ食い違つておるとすれば、その翌月に出しますか、それともその翌々月の月に出しますか。調整はいつにいたすつもりでありますか。

○安孫子政府委員 一般消費者用につきましては、そう大きな食い違ひはございませぬ。問題は幽霊人口等の關係につきまして多少問題はありますけれども、一般消費者については、お尋ねの点も觸れておるのではなからうかと存じます。主として農家用についてのお話ではないかと思つてお答え申し上げておるのでありますが、農家用につきましては、轉落期日その他の關係で問題がありますので、これは月々きめる場合もありますが、私どもいたしましては、大体二月ないし三月の見当を立てまして、処理をして行く方針をとつて折衝いたしておる次第であります。

○井上(農)委員 これは特別な例かもしれませぬけれども、たとえばある地域に工事をした、そうするとそこに二百人なり三百人なりの労働者が入り

込んで来て、これに新しい通帳を発行した、しかしわくがきまつておつて、配給するものがない。もちろん應急米はありましようが、應急米といひましても、一定のわくがあつて、そういう余分な臨時のものを見込んで渡してあるわけではなからうと思ひますが、そういうことになりますと、二月も三月も遅れることになりまして、現実に配給が實際できないことになりますが、そういう場合はどうなりますか。

○安孫子政府委員 大体これを原則と考へております。

○井上(農)委員 そういたしますと、たとへて申しますと、私もよく工場の方をまわる機会がありまして、労働加配の事情を伺うところによりますと、ある工場ではこれが職員に食べられておる。その配給はたとへば一人当り一合一勺かりに配給をされておるものを、一人当り配給を一合に減らし、そして職員が食べているという実情があるのであります。そしてまた実際の稼働日数というやうなものについて、正確に把握するのは非常に困難な問題でありまして、そこに実はいろいろ不正が行われはせぬかとわれ／＼は考へるのであります。問題はこの一部保有農家の保有米の調査と一緒で、労働加配米に対する完全な台帳といひますか、そういう物が整備されていなくところにあるのではないか。いつそのこと工場加配の配給をやめてしまつて、家庭に配給するという制度に改めた方がよいのではないかと考へる方々は持つておられます。そういう点についてどう考へになりますか。

○安孫子政府委員 従来労働者に配られるべき労働加配米が、戦場において事務職員、あるいは非常に極端な場合を述べますと、炭鉱において職員がしよつちゆう行つておる酒場なんか、その米がまわつておるというやうな話も聞いておりますので、この点はやはり加配を受けるべき人間に確実に行くようにしなければならぬということ、昨年の何月でございましたか、方式をかえまして、個人別に一々判をとつて米を渡すというやうな仕組にかえたのであります。もちろんこの仕組が

現在、ただちに完全に施行されているとは思ひません。しかし大体そういう方向に向きつたもので、この点は多少時日をかせずならば、その所期の目的を達し得るのではないと思ひます。これがうまい行けば、今お話のございましたやうな、家庭配給というやうな方法を講じないでも、やはりほんとうに必要とする労働者にこの加配米が行くということになりますと、しばらく今の方法を完全に実行するやうな方向に努力して参りたいと思つております。

○井上(農)委員 いま一つ確かめておきたい点は、一般消費者に配給する分と、それから労働加配米、妊婦加配米、病院用それから引揚者用、農家用、こう大体配給がわかれておりますが、これらおの／＼わくをきめて、各縣に配給割當の指示をいたして、そのわくは月別でちゃんときめる。しかもそのわく間の融通は許しますか、許しませんか。

○安孫子政府委員 わく間の融通は認めない考へでございます。

○井上(農)委員 わく間の融通を認めないということになりますと、もしその間において不足を生じた場合、ランニング・ストックなり、あるいはまた應救米によつて足らぬということが起つた場合、どういふ処置をされますか。

○安孫子政府委員 もちろん中央と相談をいたしまして、十分その足りない理由が判明いたし、またそれが合理的なものであるならば、それはふやさんければならぬはずと考へております。

○井上(農)委員 従来こういふことをしてなかつたのに、何ゆゑにこの法律によつてそういうやうな用途別によつてわくをはつきりきめ、月別用途によつて、数量を限定しなければならぬか。大体押さえる数字が正確なものであり、政府からおろした数字と大体一致点を見出すのであります。それではどこで厳重になくてもいいのではないかと、やうな氣持を私は持つのであります。その点をお伺ひいたします。

○安孫子政府委員 年度半ば、あるいは年度末におきまして總計的に積み上げて見ますと、非常に配給計画に對しまして実績が超過しておるのであります。しかもそれが合理的にほんとうの理由があつて超過しているのであるならば、これはまた一つの考へ方でありまして、それだけ計算上の違いだといふことになるのでありますけれども、その間の事情をいろいろ調べてみますと、必ずしもそういうことではないといふやうな点もありまして、やはりこの際各項目別のわくをきめて、はつきりした形において配給をやつて参る、こういふやうに考へておるわけでありま。

○井上(農)委員 それから昨日質問漏れをしたのであります。欠量の補填金の問題でございますが、政府は玄米を配給公園に拂ひ下げます場合に、現金収納は一体いついたしますか、それを伺ひたい。

○安孫子政府委員 これは原則といたしましては、前金拂ひというものが大体において原則であります。いろいろ事情がありまして、ただいまはおそらく二週間の延納を認めております。

○井上(農)委員 そういたしますと、いつ入つたかという報告は、農林省の方で特別会計に刻々入つて来るのであります。か、どういふ形式になつておりますか、その点お伺ひいたします。

○安孫子政府委員 運送いたしますと、もちろん発地から積出しの報告がございまして、着地に着いたとたんに運送請負人の方から着いたという数量、並びにその報告がございまして、そこで賣却の手段が取られる。そうしますと、たとえばかりに二週間の延納を認めますならば、その日から二週間以内に代金を支拂わなければならぬ。そこですぐに納入告知書を切つてしまふ。そして納入告知書を切つてしまふ。これは二週間後ではもちろん金利をつけて拂ひ込まなければならぬといふことで整理いたしております。

○井上(農)委員 そうしますと、その時の欠量の問題はどうかつておりますか。その時に欠量はわかつておりますか、わかつておるやうな。

○安孫子政府委員 やはり一應オン・レベルか、あるいは倉庫でもつて受入れるといひましたけれども検査をいたします。欠量が数量的には出て来ると思ひます。その欠量が運送人のせめに帰すべき事由によるものかどうかといふ点については、問題は残ります。

○井上(農)委員 ここに食糧公園からの資料によると、欠量については一俵当り、消費者價格の改訂前において三十六円六十一銭、精米において補填することになつております。これはおそろく平均の数字であらうと思ひます。そうなりますと欠量のあるものと全然欠量のなかつたものというものが正確にされてないのです。だからつた込みで大体このくらゐあるだらうといふ

見当でもつて、いわゆる消費者価格をきめるときといいますが、あるいは米の量をきめるときといいますが、そういうときに欠損によるところの損耗料金を、大抵政府と公團とで政治折衝されて、そこでこのくらいにしておこうというところできめたのと違うのですか。

○安孫子政府委員 その資料を調査をいたしまして、私も内容を十分検討してお答え申し上げたいと思ひますが、おそらく実績を債数にかけて平均を出したのではないかと存じます。そうした一俵当りの三十六円六十一銭で、ロスをあらかじめ見ておつてしまつておるといふ数字じやない、私は了解いたしましてけれども、この点は十分取調べまして、はつきりしたことで御返答申し上げたいと思ひます。おそらくはそういうことじやない、実績を債数か石数で割つて出した数であると思ひます。

○井上(良)委員 私が何ゆゑにやかましく質問するかと言いますと、昭和二十四年度の特別会計へ繰込みました政府の交付金は、八億余万円に上つておるのであります。そのうち、もし政府が損耗料を補填するということになりますならば、三億に近い金が損耗として消えているのです。しかも損耗の見込みというものははたはたさんであり、しかも何らそこに責任の所在が明らかになつていないところ、われ／＼國民の膏血をしぼつた税金をもつてまかなつておるといふところに問題があるのであります。しかもこれが米の場合には、生産地から消費地へ輸送したり、乱俵その他が起るといふ問題もございまして、たとえて言いますと、ここに出ております資料によ

りまするならば、製粉などに対しては、損耗が一千万七百万円から半年にあるのです。製粉会社を見に行きましたけれども、あの袋へ入つてちやんとしたトラックへ積んで送り出して配給所へ持つて行く間に、半年に千七百万円も損耗が出るというところは、常識上考へられない。さらに麵類あるいはパン、砂糖、カン詰、そういうものでは、そんなに減耗が起るといふことは、常識上考へられないのです。これはまつたく公團の一方的な申告をそのまま政府は承認しておられるにせぬかということに、われ／＼は非常に疑問を持つておるのであります。この問題は私は一應公團側をこの委員会に呼んでいただいて、また経済安定本部の監査委員なり監査部長を呼んでもらつて、徹底的にこれを調べてもらいたいと思ひます。この問題は委員会としてはこのままで済ますわけには参りません。この点は特に委員長に私から強く要求しておきたいと考へるのであります。

次にお伺いしておきたい点は、第九條にいう／＼民主的に政府の命令を取扱ふようにしたいといふように書いてありますけれども、こういうことが實際行われ得るとお考へになりますか。たとえば主要食糧の配給、消費等に関して命令をする、この命令をしたときにはその理由を公表する。この命令に不服なものには安本総裁に異議の申立をなす。安本総裁は五十日以内にこれについて決定をする。そこでこの決定をなすには公開によつて公聴会を開く、こういうことが書いてある。ところがたとへば新潟縣なら新潟縣の、何という村の配給が政府の指示よりも非常に少い、こんな命令をされたのでは

われ／＼は飯が食つて行けませんといふことを安本総裁に申し出る。そうしたら村の代表者を一々東京へ呼んで、それで公聴会を開いて、それがいいとか悪いとか議論をやつてきめるといふようなことは、まつたく芝居の観劇でもして、よかつたとか悪かつたとか批評をするような、のんきなことを主要食糧について考へるということ自身が、私はおかしい話だと思ひますが、どういふことですか。もつとこまかく説明してもらふねと、私どもはこの法案の民主的という意味が、あまりにもどうものんき過ぎると思ひますが、一ぺん御説明をお願いしたいと思います。

○安孫子政府委員 實は新潟縣のある村の配給が少いから、それで総裁に対して不服を申し立てるといふことは考へておられぬのであります。別に資料を差上げましたように、現在の九條に基きまして各種の法令が出ております。こうした法令で、大体現在のところはこの程度の現行法の法令でもつて問題は解決いたしておるのでありますけれども、こうした法令を今後において政令をもつて出す場合には、第九條によるような不服の申立てができる、そういうふうにお考へておられるわけでございます。還元米とか配給が少いかいという点で言つておられるわけではございません。

○井上(良)委員 第三十條の八にくず米について特例を設けるといふことですが、どういふ特例を設けるのですか。

○安孫子政府委員 くず米は政府には賣らなくてもいいというふうな特例が考へられます。

○井上(良)委員 それからもう一点、この第三十一條の三に、特に新しく「第八條ノ四第一項ノ規定ニ違反シタル場合」といふ罰則條文を設けたのですが、これはどういふ点をさしておりますか。この第八條の四を讀んでみますと、別にそんなに新しい罰則規定を設けなければならぬほどの、重大な規定ではないと思ひますが、從來農林大臣の指示に従はずにかつてにやつたという実例がありますか。

○安孫子政府委員 農林大臣の指示に従わないでかつてにやつたといふのじやなくして、つまり記載しない、あるいは購入券と引かえをしないで渡した場合には、この罰則規定の適用がある、こういう意味であります。

○井上(良)委員 ただいまそういうような例がありますか。

○安孫子政府委員 この例はあまりないと思ひます。

○井上(良)委員 ないのに、ことさらにこういう條文をここに新しく入れたのはどういふわけか。しかも先に竹村君も質問しておりました通り、實際地方の市町村は、委任事務のために煩雜をきわめ、その待遇処置等について非常に頭を痛めておるところへもつて行つて、こういう罰則まできめて事務をやれといふのは、ごめんこうむるといふて返上して來たらどうしますか。

○安孫子政府委員 そういう返上はあまりないのじやないかと私は考へております。

○井上(良)委員 私はこの程度で打ちります。

○小笠原委員 それでは午前中はこの程度にとどめます。午後二時より再開することにいたします。

午後零時五十一分休憩

午後二時四十三分開議

○小笠原委員 それでは休憩前に引き続き會議を開きます。寺島隆太郎君。

○寺島委員 私は食糧管理法の一部を改正する法律案中、政府より提案理由を御説明になつております第一点と第三点につきましては、同僚議員の質疑もあることとございまして、これを省略いたしました、主としていまだ多く触れられておりません第二点、すなわち法第九條の民主化の問題について、若干の質疑をいたしたいのであります。

本法、すなわち食糧管理法は、言うまでもなく、昭和十七年二月戰時立法の一環であり、その基礎をなすべきものは、言うまでもなく國家總動員法の精神が本であり、もつと大きなバックとしては、旧帝國憲法が存在いたしておつたことは申すまでもないのであります。しかし新憲法が制定せられ、新憲法の精神によつて再びこの食糧管理法を翻つて見ますときに、新憲法の精神に法第九條は背反いたしてゐるところがないか。なかんずく新憲法を、アメリカ流の解釈にこれを推し進めて参りますときに、法第九條は新憲法の精神と背反いたしてゐるところがないか。しかもなおこの法第九條こそは、食糧管理法のまことにかなめともいふべきものでありまして、九條を除いて食糧管理法の運営はないとまで結論で

きる問題なのであります。先ほど政府からいただいた資料によると、実に法第九條による委任は二十六の多きに及んでおるのであります。かような廣汎な委任立法については、憲法違反ではないか、こういう所論がすでに農林当局に対して、あるいは最高裁判所に対してなされておると存するのであります。この間に至る経緯について御説明を願いたいと思ふのであります。

○安孫子政府委員 食糧管理法第九條以下の問題についての経過を申し上げてみたいと思ふ。九條に基きます政令で輸送統制の規定があるわけでございますが、この輸送統制に関する違反事件が起きました、それでこれが裁判されたわけでございます。

その問題が上級裁判所に参りますについで、被告側は、食糧管理法は侵略戦争遂行のための立法であるから、實質的に無効であり、また形式的に見ても憲法第九十八條によつて失効すべきものだ、また食糧管理法第九條は高度の委任を行つてゐる、しかもこれに基く命令に違反した場合の罰則が設けられてゐる、これは行政権の司法権の侵害であるのみならず、人民の基本的人權を侵犯する違憲行為である、ということをして抗弁いたしておるのであります。また他の違反事件においては、人民は新憲法第二十五條によつて最低生活を維持する権利を持つてゐる、政府はこの最低生活を維持することのできぬような配給事情のもとにおいて、しかも食糧管理法に基いて廣汎な制限を行つてゐる、かくのごときはまことにけしからぬ点だという観点から、いろいろ抗弁をいたしたのであります。私どもの

見解は、食糧管理法は必ずしも戦争遂行のための立法ではない。あるいは戦争遂行の過程において制定せられたものではあつても、食糧管理法の第一條にも示している通り、國民食糧の確保及び國民生活の安定をはかるためのものである。戦争終了後の現段階においても、まったくさうに考へてゐるのではありません。戦争中に制定されたゆゑをもつて、ただちに違憲であるという議論は、どうしてもまづたく根拠がないと思ふ。また新憲法の九十八條に違反するということも安当ではないと考へておるわけでありませう。また憲法第二十五條の問題については、政府は配給によつて國民生活の最低を維持すべきにかかわらず、食糧管理法によつて極度の統制を行つてゐることは違憲であるという事項に対しては、憲法十二條に示す通り、國民の自由及び權利は國民の不斷の努力によつて保持するものである。現在の食糧管理法による統制も、國民の不斷の努力の要請にはかならないのであると考へてゐる。また食糧管理法第九條が大幅に委任を行つてゐることは否定はできませんが、これをもつてただちに違憲であるということも、また疑問である。すなわち現在の經濟統制法規の根幹である臨時物資需給調整法は、食糧管理法以上の委任を行つてゐるのである。現在のよ

うな混沌たる經濟情勢のもとにおいて、各種の統制法規に委任立法による臨機の措置を認めて、これによつて不測の困難を防止することが必要であると思へてゐるのであつて、委任立法は必ずしも違憲ではない、こういうような見解を述べたつてゐるわけでありませう。構想いたしましたこの過程におき

まして、關係方面から食糧管理法の違反問題に関する件として、安定本部の總務長官並びに農林大臣あてにマーカーから紹介が來てゐるのであります。日本政府はこれに対するいかなる措置を講ずるつもりであるか、これは公式の書面でありまして、あとで配りたしたいと思ひますが、そうしたことをやつておられます。公式の書面が來ますと同時に、われ／＼といたしましても、事務的に向うという／＼折衝いたしたわけでありませう。向うでもいろいろ見解がわかれましたが、結局違憲ではないというふうな見解を向うとしておりました。また、こちらの裁判所側におきまして、いつでありましたが、これは違憲ではないという判決があつたと記憶いたしておられます。しかし司令部としては、かくのごときは違憲ではないが、適當ではない、ここにアメリカ的な思想をとり入れまして、こういう公聽會制度というものを併用することによつて、違憲的な色彩のものが相当薄れて行くという見解を述べたとつて來たわけでありませう。この救済の道をこの九條について試みることによつて、九條はつきり違憲の法規ではないという結論を出すということになつて、実は今回の改正に相なつたという経過であります。

○寺島委員 食糧管理局長官の段々の御説明によつて経過は了承いたしました。すなわち第一、戦時中の立法なるがゆゑに違憲ならず、これはもちろん了解できることであります。また最高裁判所におけるところの憲法第二十五條最低生活保障の問題に関する違憲ではない、こういうことはもちろん了承することができるのであります。た

だ臨時物資需給調整法等において大幅の委任立法を行つてゐるから、本法において委任立法を行つても、また違憲ならぬというの、いささか顧みて他を言ふものと私は考へるのであります。かかる法理論をこの席上において、特に與党である私の立場から申し上げるということは好まないものであります。が、ただ一つ安孫子さんがたゞいま最高裁判所当局において違憲ならずと言われたのは、憲法第二十五條に対する問題であつて、新しく憲法第四十一條すなわち國會は國權の最高機關にして國の唯一の立法機關である、この四十一條に関する違憲ではないかという有力なる學說、有力なる注目すべき意見が、最高裁判所並びに學界において行われてゐるということ、ひとつ立法の當事者としてお考えの上御運用願ひたい。これ以上押し返して法理論を別に闘わそうという考へではないが、このついでに親切な意味において何つておきたいのであります。一体安孫子さんが、法第九條は違憲ならず、しかし適當ならざるのゆゑをもつて、アメリカン・システムである公聽會制度によつて、これが弊害をコントロールいたそうと呼びたいしておりますが、一

本改正案に規定せられてゐるところの、直接の利害關係者がいかなる方法、いかなる手段をもつて、經濟安定本部總裁、言いかえますれば總理大臣に、異議不服の申出を具體的にはなさるのであるまいか。總理大臣がみづから現地に出張して、言いかえれば經濟安定本部總裁みづから現地に出張してこれが行ふのか、あるいは提訴人が東京に出張して來て公聽會を開くのか、また公聽會を開いて格別の指示を

なすという事實は、どの程度のこの事實に対して制肘力を持つてゐるのか、こういう点を、法案審議にあつてやや解明していただきたいと思ふのであります。

○安孫子政府委員 お尋ねの点は目下研究中でありますので、十分なる成案とは考へられませんが、一應私どものたゞいままで考へております荒筋を申し上げてみたいと思ひます。幸いにいたしまして、本法が御審議を得て通過いたしましたれば、食糧管理法第九條による不服申立並びに聽聞に関する政令という單獨の政令を出そうかと考へております。この政令の内容といたしましては、この政令で不服申立人というものの定義を與へたい、法第九條第一項の規定による命令の規定によつて、その權利を侵害され、また新たに義務を課された者であつて、当該命令の規定につき不服の申立てをする者を不服申立人となす。また聽聞會と申しますのは、法第九條第五項の適正かつ公平な施行を期するために、当該不服申立人の申立てを審査する目的をもつてする手続を聽聞會というふうに考へております。なお、不服申立ての期間でございますが、当該命令の公布がありましてから、特定期日以内に申立てをする不服申立人は、不服申立書という書面でもつて經濟安定本部總裁に提出しますと同時に、農林大臣が当該命令を定めた者に対して不服申立書の写しを提出する。この不服申立書の写しを提出を受けたときは、農林大臣及び当該命令を定めた者は、經濟安定本部總裁に對して、当該不服申立書に對する意見書を添付しなければならぬ。つまり被告の立場に立ちます

者が意見書を出す。なお、経済安定本部総裁が法第九條第五項の規定によりまして聴聞会を開こうとしたときは、聴聞会開催の日の五日前までにその日時、場所を公告し、その時に、不服申立人及び当該命令を定めた者に対して通知をする。聴聞会は公開することとし、正当な結論を得るために公平かつ敏速に行う。聴聞会は安定本部総裁の指名する者が議長としてこれを主宰する。聴聞会におきましては、不服申立人またはその代理人及びその命令を定めた者は、十分その立場を主張することが保障される。不服申立人またはその代理人、当該命令を定めた者の一方または双方が聴聞会に出頭しないときは、意見書を議長が朗読して聴聞にかえることができる。議長は聴聞会終了後遅滞なく、不服の申立を審査した結果を調書に作成しなければならぬ。安定本部総裁は現状の調書に基づきまして、当該不服申立人の不服申立についての決定をするものである。安定本部総裁が前項の決定をしましたときは、遅滞なく当該不服申立人、農林大臣並びに当該命令を定めた者に対して通知をしなければならぬ。い、というような一定の手続的な規定を政令として設けようと思っております。こういうことは、ただいまのところ荒筋でございまして、いろいろこれから各般の状況なり御意見を頂戴を承取れまして、公式に提案したいと考えております。

○寺島委員 各般の状況を取入れて、さらに今の荒筋に対して新しい方法をお加えになるというお考えであります。が、いやくも経済安定本部総裁を相手とつて、市井のすなわち町の利害関係者、証人に公聴会の申立をさせるそのゆえをもつて、これはきわめてデモクラシーの法律であるということ、私は、私はいささか思い過ぎであり、結局この一角から食糧管理法というものが、近い将来において組み直されなければならないというのを想定するのではありません。特に長官にお願いいたしておきたいことは、法律を制定する上においては、約束論というものが大よそあるだろうと思う。約束論は言うまでもなく三権分立の約束論である、本法はいわゆる四十六條による違反であるという新しい注目すべき意見、この意見のほかに、すでに最高裁判所において決定になつて二十五條の違反的問題、これは否決にはなりませんでした。が、この問題以外には三権分立の建前を紛淆する問題であらうと思つてゐるので、願わくはきわめて近い機会に、民主化するといふ第九條の方法をいま一層推進し、これを具体化せられよう。特に望んでおく次第であります。これ以上の追及は避けたいと思つた。この機会に一言承つておきたいと思つた。これは、食糧管理法第四條と、財政法第三條との関連に関する食糧管理局長官といった見識、見解を承つておきたいのであります。

○安孫子政府委員 地方財政法の價格決定が國會にあるという仰せでございしますが、事實等のものでございまして、價格決定は國會でやるということであらうと思つてゐますが、これと米價の決定に關する私の見解はどうか、こういう御意見と推察いたします。この食糧管理法關係の對象であります。主食につきましては、ただいまのところ事實といふものではないと考えております。

○寺島委員 森農林大臣はこの間の問題に對しまして、過日の衆議院本會議における黒田壽男君の質疑に答へまして、黒田君が當然財政法第三條のつとつて國會において行へしという所論に對して、あなたの方論は、農林當局としてこれを何らかの方法において反映させるように考へてゐるが、やはり米價は現行食糧管理法の定める方法によつてきめて行きたい、こういうような御答弁をされておるのであります。が、さて翻つてこの米價決定に際しまして、実効價格がほとんど現在のフィッシャー式パリティ・システムの上下において盛られていない、これは私が申し上げるまでもなく、長官が御氣づきの点であらうと思つてゐるが、すでに統制が民主自由党内閣によつて逐次外れて行つておる。そうすると現行パリティ・システムは、すでにその計算上の理論的根拠が逐次薄弱になつて來はしないかと思つて、森農林大臣はこの問題について國會の意見が率直にきめられるような形式のもとに行つて行きたい、こういう声明をなさられておるのであります。今大臣が御見えになりましたから、あらためてこれは大臣からお教へを願ふことにいたします。が、事務當局といたして現在のパリティ・計算方式を、抜本的にかえる用意ありやいなや、かえる用意ありとすれば、その事務進捗程度いかんといふ点についてお伺ひいたしたいのであります。

○安孫子政府委員 米價を決定する方式といたしまして、パリティ指數を採用してゐるのであります。これを今かえる意思があるか、またかえるとするならば、どの程度までその話が進んでおるかというお尋ねであります。現下の情勢におきましては、やはりパリティ指數形式そのものは、いろいろ檢討の余地はあらうと思つてゐますが、根本においてはかえる必要はないといふ一應の考へ方をいたしておりました。ために、これをかえるようないろ／＼の手續といふものは何もいたしておりません。

○寺島委員 かえる手續をいたしておらないといふ問題に對して、事務當局との間にいつ込んだ意見をこれ以上言うことを私は差控えますが、大臣お見えでございまして、ひとつ大臣からぜひお教へを頂きたいと思つてゐます。森農林大臣は、過日の四月七日の本會議における一般施政方針演説におきまして、同僚浦口鐵男君に対する答弁において、今日の供出制度は決して完全なものであるとわれ／＼は認めていないのであります。ことに天くだりのな割当をいたさねばならないような組織になつております。今の段階において、ただちにこれを変更いたしますことは、米穀年度の途中でこれはよろしくない。それで近くこれは適正なる自由意思によつて、供出後のものは処置する。かようにその御方針を明かにせられておるのであります。まことにわれわれが年来念願いたしておりました方法が、森大臣によつて國會の劈頭公約

せられておることについて、まことに力強さをおぼえるのであります。これを逆に申しますと、米穀年度がかわりますと、結局適正なる自由意思による供出制度が実現できる。これはそうはつきりは申し上げられないかと思つてゐますが、かように期待してよろしいものであります。どうか、その辺のことを承つてみたいのであります。

○森國務大臣 お答えいたします。申し上げるまでもなく、米穀年度の途中で機構の改革ということには許されないのであります。が、できれば米穀年度のかわる時期におきまして、今お述べになりましたような構想のもとに、今日の供出制度を、方式をかえて行きたいといふので、目下檢討を加えておるやうなわけであります。

○寺島委員 御檢討を加へつつあるといふお話を伺ひまして、耕作農民としては力強さをおぼえるのであります。が、大臣は東洋經濟新報の四月三十日号におきまして、大體食糧行政の骨格とも申しますべき制度を明らかにせられたと——私はこれは雑誌の記事でございまして、あるいは行文疎漏にわたつて、引用には適當でないと思つてゐますが、大臣みづから今日の供出制度について、増産を目的としないばかりか、生産意欲を低下し、ひいては經濟復興を阻害し、あるいは社会的軋轢を生じ、世風を攪亂する愚策であると論断せられておるのであります。御所論はまことに御同感であります。森農林行政の方針といたして本論文の中から私が抽出いたしましたところによりまして、あらゆる耕地に對して、地力を主体として、科学的合理的民主的方法に

○寺島委員 御檢討を加へつつあるといふお話を伺ひまして、耕作農民としては力強さをおぼえるのであります。が、大臣は東洋經濟新報の四月三十日号におきまして、大體食糧行政の骨格とも申しますべき制度を明らかにせられたと——私はこれは雑誌の記事でございまして、あるいは行文疎漏にわたつて、引用には適當でないと思つてゐますが、大臣みづから今日の供出制度について、増産を目的としないばかりか、生産意欲を低下し、ひいては經濟復興を阻害し、あるいは社会的軋轢を生じ、世風を攪亂する愚策であると論断せられておるのであります。御所論はまことに御同感であります。森農林行政の方針といたして本論文の中から私が抽出いたしましたところによりまして、あらゆる耕地に對して、地力を主体として、科学的合理的民主的方法に

○寺島委員 御檢討を加へつつあるといふお話を伺ひまして、耕作農民としては力強さをおぼえるのであります。が、大臣は東洋經濟新報の四月三十日号におきまして、大體食糧行政の骨格とも申しますべき制度を明らかにせられたと——私はこれは雑誌の記事でございまして、あるいは行文疎漏にわたつて、引用には適當でないと思つてゐますが、大臣みづから今日の供出制度について、増産を目的としないばかりか、生産意欲を低下し、ひいては經濟復興を阻害し、あるいは社会的軋轢を生じ、世風を攪亂する愚策であると論断せられておるのであります。御所論はまことに御同感であります。森農林行政の方針といたして本論文の中から私が抽出いたしましたところによりまして、あらゆる耕地に對して、地力を主体として、科学的合理的民主的方法に

○寺島委員 御檢討を加へつつあるといふお話を伺ひまして、耕作農民としては力強さをおぼえるのであります。が、大臣は東洋經濟新報の四月三十日号におきまして、大體食糧行政の骨格とも申しますべき制度を明らかにせられたと——私はこれは雑誌の記事でございまして、あるいは行文疎漏にわたつて、引用には適當でないと思つてゐますが、大臣みづから今日の供出制度について、増産を目的としないばかりか、生産意欲を低下し、ひいては經濟復興を阻害し、あるいは社会的軋轢を生じ、世風を攪亂する愚策であると論断せられておるのであります。御所論はまことに御同感であります。森農林行政の方針といたして本論文の中から私が抽出いたしましたところによりまして、あらゆる耕地に對して、地力を主体として、科学的合理的民主的方法に

○寺島委員 御檢討を加へつつあるといふお話を伺ひまして、耕作農民としては力強さをおぼえるのであります。が、大臣は東洋經濟新報の四月三十日号におきまして、大體食糧行政の骨格とも申しますべき制度を明らかにせられたと——私はこれは雑誌の記事でございまして、あるいは行文疎漏にわたつて、引用には適當でないと思つてゐますが、大臣みづから今日の供出制度について、増産を目的としないばかりか、生産意欲を低下し、ひいては經濟復興を阻害し、あるいは社会的軋轢を生じ、世風を攪亂する愚策であると論断せられておるのであります。御所論はまことに御同感であります。森農林行政の方針といたして本論文の中から私が抽出いたしましたところによりまして、あらゆる耕地に對して、地力を主体として、科学的合理的民主的方法に

○寺島委員 御檢討を加へつつあるといふお話を伺ひまして、耕作農民としては力強さをおぼえるのであります。が、大臣は東洋經濟新報の四月三十日号におきまして、大體食糧行政の骨格とも申しますべき制度を明らかにせられたと——私はこれは雑誌の記事でございまして、あるいは行文疎漏にわたつて、引用には適當でないと思つてゐますが、大臣みづから今日の供出制度について、増産を目的としないばかりか、生産意欲を低下し、ひいては經濟復興を阻害し、あるいは社会的軋轢を生じ、世風を攪亂する愚策であると論断せられておるのであります。御所論はまことに御同感であります。森農林行政の方針といたして本論文の中から私が抽出いたしましたところによりまして、あらゆる耕地に對して、地力を主体として、科学的合理的民主的方法に

○寺島委員 御檢討を加へつつあるといふお話を伺ひまして、耕作農民としては力強さをおぼえるのであります。が、大臣は東洋經濟新報の四月三十日号におきまして、大體食糧行政の骨格とも申しますべき制度を明らかにせられたと——私はこれは雑誌の記事でございまして、あるいは行文疎漏にわたつて、引用には適當でないと思つてゐますが、大臣みづから今日の供出制度について、増産を目的としないばかりか、生産意欲を低下し、ひいては經濟復興を阻害し、あるいは社会的軋轢を生じ、世風を攪亂する愚策であると論断せられておるのであります。御所論はまことに御同感であります。森農林行政の方針といたして本論文の中から私が抽出いたしましたところによりまして、あらゆる耕地に對して、地力を主体として、科学的合理的民主的方法に

○寺島委員 御檢討を加へつつあるといふお話を伺ひまして、耕作農民としては力強さをおぼえるのであります。が、大臣は東洋經濟新報の四月三十日号におきまして、大體食糧行政の骨格とも申しますべき制度を明らかにせられたと——私はこれは雑誌の記事でございまして、あるいは行文疎漏にわたつて、引用には適當でないと思つてゐますが、大臣みづから今日の供出制度について、増産を目的としないばかりか、生産意欲を低下し、ひいては經濟復興を阻害し、あるいは社会的軋轢を生じ、世風を攪亂する愚策であると論断せられておるのであります。御所論はまことに御同感であります。森農林行政の方針といたして本論文の中から私が抽出いたしましたところによりまして、あらゆる耕地に對して、地力を主体として、科学的合理的民主的方法に

よつて勘案した責任供出量の決定、こ
ういうことを農林大臣は述べにな
つておられるのであります。まことに
この談話はけつこうなことでありま
す、その具体的な方法といひしまし
て、この論文の中からわれ／＼が考
えられますことは、定期配給外の一定
の配給を認めて、結局これを特殊の價
格で生産者と消費者とが取引がで
きような、そういうふう、こういう
なことが大体にこの論文の中におい
てくみとられることとございまいし
ようが、こういうことをされるという
ことは、まことにけつこうでありま
すが、その場合においては、当然た
だいま提案になつております食糧
管理法は、その法第三條、第九條、
第十條、この主軸條項が根本的に
改廢をせられて來なければならな
いと思つてございまして、まことに
私どもは森農政の果敢なる措置に
對して、今後とも一層御努力を願
ひいたす立場に立つて、具体的な
準備がどの程度になつております
か、知らせ得られまます範圍にお
きまして、この席上からお知らせ
を得られたいと存するものであり
ます。

○森國務大臣 現在の供出制度につ
きましては、關係方面におきま
しては、決して完全なものとは考
えておられないうちに私は察する
のであります。何かともつといひ
供出制度がないだらうかといふ
ことは、向うでも考へておられ
ると思つておりますが、しかし現
在の法制を施行いたしております
場合に、ここに今回提案いたしました
な先方から指令を出して、これを
一層強化せねばならぬといふやう
な情勢は、そこに現在農業生産者
が考へておるものと、日本の食
糧事情等を考へてみましても、び
つたりこれが完全なやり方では
ないかと推察し得られるのであ
ります。今日の場合としては、今
回は、今回提案いたしましたやう
な、一層これを強化しなければなら
ない情勢に立至つておるのであり
ます。そのことについて私の構想
は、そういうふうなことをせずして
、生産意欲を減退せしめないとい
う方法がほかにないか。そして
今日これは世間一般が容認されて
おると思つて、今日はお供出によ
らぬ米が相当世間に出ている。そ
れがために今回超過供出等も増
加せざるを得ないやうな立場に追
込まれておるのであります。その
うでできたところの食糧をすべて
政府の手に集荷し得られるやうな
方法が他にないか。そしてまた生
産者は今日の食糧事情をよく考へ
て、協力して、そして働けば働
けばだけだけ楽しみがあるといふ
氣持で、協力してもらへるという
方法がないか。こういういふこと
ばかりを考へたわけでありま
すが、そういうふうにして供出制
度の改正を構想いたしておるの
であります。今これを具体的に
はつきりと申し上げられませんが
、その東洋經濟の記事は、記者
とのいふ／＼難談的のことをとり
まとめたのであります。しかし大
体の考へ方を表現いたしておる
のであります。そして、そういう
氣持で今研究を進めておるわけ
であります。

○寺島委員 東洋經濟新報に載つて
おります記事を見ましても、大臣
が御苦心の跡は歴然として、私
どももこれを推察いたすのであり
ますが、ねがわくば、どうかこの
方針に従ひまして、大臣はさつ
まいにも對して、わが國が食
べられるやうな措置をとりた
いという善政の親心を示してお
られるのであります。切に二百七
十名の民主自由黨の、この與黨
の力と、全耕作農民の要望とを
背景として、實現せられるやう
に祈つてやまないものであり
ますが、この食糧管理法の改正
案に關連いたしまして、これは事
務當局でもあるいは大臣でもけ
つこうであります。一言承つて
おきたいと思つて、森大臣は、
第一回の國會以來常に食糧の自
給態勢といふことを、主として
その農政の主軸として述べてお
られたように記憶いたしておる
のであります。また本國會にお
きまして、參議院の帆足計君と
の間に、行われた議論を見ま
しても、あくまで食糧を自給して
行きたい、こういう森大臣の所
論は、われ／＼とまつた同一で
あります。が、およそその食糧
管理法の一部分改正、なかん
づく第一点の改正については、
結局こういうことが基礎にな
つておるのではなからうかと思
つてあります。CPS、すなわち
内閣の家計費實態調査によります
と、現に年間——これは昭和
二十二年の七月から二十三年の
六月の間に、米において三百
五十萬石、麦において百九十
萬石、雜穀において四十萬石、
かんしよにおいて二億七千萬
石、ばれいしよにおいて一億
五千萬石といふやうな、すな
わち横流れがあるといふことが
、ひとしく日本の行政官廳の
統計數字として明々白白に記
載せられておる。米に換算して
みれば実に八百萬石といふ大
きな横流れが現實にある。これ
を法律によつて、あるいは大臣
の考へとおそろしく違つた形によ
つて、歴然たる御苦心の跡はわ
かりますが、この法律以外に、
あるいはまたあとに続く食糧法
が出ると

いうやうな強制措置がとられた
と思つております。すでに參議
院の本會議において植田法務總
裁が、これは今後ほしないのだ
と云はれておる、例の列車を一
齊にとめて、やみを捕提する
といふ方法をもつて、わすかに
三十五萬石しか年間に捕提でき
ない。これを完全に捕提できる
ならば、結局輸入は五百萬石
で済むのだ。千三百萬石の輸入
を五百萬石だけの輸入で済む
のだ。こういうことになりま
すと、結局こうした一連の食糧
立法といふものは、ます／＼耕
作農民と消費者との間を疎隔
させて、この數字がかえつて
大きくなりはしないか。こうした
超過供出の法制措置を講じたた
めに、かえつてこの數字が大き
くなりはしないか。ということ
を、ひそかに本法律案の前
に憂うものであります。が、食
糧管理局長は、本法すなわち
食糧管理法一部分改正案を上
程せられるに際し、いたしま
して、米換算八百萬石、現に
三十五萬石しかくみ上げ得る
米の、幾ばくをくみ上げんと
して本法を提案せられたるもの
なりや。關係方面との間に
けるいささつ等について承
りたい。

○安孫子政府委員 CPSの計算によ
りますと、ただいま御指摘があ
りますやうなやみ食糧の流通
があるといふことは承知いた
しております。また食糧管理
局におきまして、摘發食糧を
買ひ入れた數量が、先ほど申
されたやうな數量であらうか
と思つて、この改正法律案に
よりますと、その間を捕提する
目算で、この法律改正案を出
したかといふお尋ねであります
が、突然この改正法律案自体
におきまして、その問題は、間
接的には影響を

つかと思ひますけれども、直接
的にその問題を取扱つて改正
法律案を出して、關係方面と、
その点について、ただいまお
尋ねのやうな意味合の論議を
願ひます。

○寺島委員 しかし本法の目的とい
ふものは、今食糧局長の説明
のごとくに、CPSの家計費實
態指數の示している横流れを、
少しでもルートに乗せるとい
うので、われ／＼も苦心をいた
して審議をいたし、ただいま
指摘しておる違憲問題のい
ばらをすらすら乗り越えて
やろうとしてゐる。しかしこれ
をやれば、一体どのくらい
の日本の米が強權發動によつて
正式のルートに乗りま
すか、この見通しが全然つ
いておらないといふことは、
私は非常に食糧行政をつか
さざらうと思つてゐる。結局
そういうことについて、弱者
といひますか、耕作農民とい
はしては、わけのわからぬ形
で米がどこかに流れて行つて
しまふ、こういうことになる
と思ひますが、特に與黨でも
ありますし、また時間もあり
ませんので、この点はやめて
おきます。

ただ本法について、先ほど食
糧局長とお話をいたしました
際において、食糧局長は、パ
リティー計算システムは今日
改める必要はないのだとい
ふことを私に答へられたが、
これは新しい意見をいたした
と考へるのであります。單一
爲替レートの設定を機會に、
私は現行パリティー計算シ
ステムは、当然改めなければ
ならぬと思つてゐる。一休
式定價格しか認めない
ファイッシャー式のパリ
ティー計算の品

目のとり方において、七十一品目は民
主自由党の善政によりまして、どん
どん統制がはなされて行つておる。し
かし当然実効価格を基礎にいたしたパ
リティー計算システムをやつて行く以
外には、方法はなかるうと私は思つて
いる。それに、パリティー計算システ
ムは、このままだとおつしやいますか、
股鑑遠からず、だん／＼と質問をいた
して行きますが、七月に行わんとす
るわけのバック・ペイの際におけるパ
リティー・システムは、現行のままでよ
ろしいかどうかといふことを、もう一
ぺん念を押しておきたいと思ひます。

○安孫子政府委員 七月の米のバック
ペイの際には、大体たゞいまの方式を
つて処理をして参りたいといふふう
に考へております。

○寺島委員 それが大體連綿論に
まで食糧管理法が飛ぶゆゑんであら
うと思ひます。七月のバック・ペイ
の際には、自由党が統制経済をどん
／＼と行つても、過去における実績に
従つて、結局フィッシャー式のやり
方をやつて行くんだといふことでは、
いさ／＼も法の進歩といふものはあ
り得ないのだからと思ふ。第一、実効
価格を織り入れたパリティー・システ
ムを、すみやかに考へて行つていた
きたい。これは押し問答になりますか
ら、この辺で切ります。もう一つ
は、当然現在のパリティー・システ
ムによる理論上の一番の脆弱なる点
は、豊凶、すなわち天然自然を相手
にして生産せられるであらうところ
の農業生産に対して、一定量をオー
バーをいたすべからざる凶作に對し
て、これをカバーするところの指数
を、当然これに

乗じて行くのが私は建前であらうと考
へますが、この点についていかに考
えなかつておるか、承りたいのであ
ります。

○安孫子政府委員 私が先ほど、パ
リティー計算方式でさしあたりは考
へて行くのが適當じやないかと申し
上げたゆゑは、パリティー計算方式
の内容、あるいはその方法については、
いろいろ研究をする余地があるかと思
ひます。しかし、建前自体については、
大體動かさないうちでもいろいろ
いかに考へております。いろいろな欠
陥、たとえば全部マル公價格のみに
つてはじかれておるといふような点
については、なお研究する余地は、今
のやり方であつてもあらうかと思つて
おります。その辺は十分研究してみ
る必要がある、こゝういふ意味で申
上げたのであります。

○寺島委員 それで大體納得いたし
ました。そう中腰に、びく／＼御答
弁なさらなくても、私は與党であ
りますから、その御心配には及びま
せん。ただ、もう一つ承つておきた
いのは、現在の日本の米價が不当に
低廉である。これは大臣もひとつ
ぜひこの点をお聞きになつて、事
務当局を叱咤督促していただきたい
のであります。安孫子さんがこの
間の間においでになりましたシャ
ムの例をとつてみますと、私の農
政調査室ではじいた計算によります
と、シャムの精米所渡り百六十八
ドルの米を、船腹、保険料、マー
ジンを加へまして、結局農林御
當局は百七十九ドル六十一セント
で輸入をいたしておるのであり
ます。これを日本の價格で換算いた
してみますと、シャムの精米所
で一体米は幾らしておるかとい
いますと、五

万八千四百八十円、この米に、船腹
マージン、あるいはそういうものを加
へまして、結局日本の政府が買いま
す最終價格は、六万四千六百五十九
円六十銭、こゝういふ價格でありま
す。ならば日本の米は一体現在いく
らですかといふと、これは私が言
うまでもなく、食糧長官の胸にはもう
浮んで來てゐると思ふ。二万八千
四十円五十銭。実にこれは二・三
倍。シャムの精米所の米價より日
本の米價はかくのごとくかけ離れ
て安いといふ現実を、私は特
に考へなければならぬ。エ
ロア資金、ガリオア資金の両資
金がとつ拂われて、三百六十
円レイトに仕切られ、しこ
うして毎日の朝夕刊には、
あるいはシカゴの小麦相場が
報ぜられておるに、ただちに
それらをもつてはじき來た
らば、いかに日本の農民の米價とい
うものが、安い米價に置かれて
いるかといふのが、現実が
おわかりであらうと思ふのであ
ります。いみじくも食糧長官は、
先ほどパリティー・システムにつ
いてはいろいろ欠陥もあるが、そ
ろばんのほじきより、その他につ
いては大いにまだ弾力性がある
んだといふふうに、この耳には聞
え來たのでございまして、しか
らば一体今日の國際水準に比
べて、かくのごとき低き價格に米
價を置いておくといふことに對
して、われわれは農民の代表とし
て心からなる憤りを感じるとも
に、第二のその恐ろしい危険を
さへここに感ずるのであります
が、最近シャムにまでおいでな
つて、世界の食糧情勢に通曉せ
られておる食糧長官は、諸般の
事情についていかに考へにな
りますか、承りたいのでありま
す。

○安孫子政府委員 先々の問題とし
ましては、國際水準の價格と、日
本の價格水準といふものは、やは
り均衡的な關係を持たざるを得
ないだらうと思ひます。しかしさ
しあたりは、やはり單一爲替が
きまつた当初におきまして、
その問題よりも國內の價格水
準といふものをどう改正して持
つて行くかといふことが先決問
題であらうと思ひます。その意
味からいたしまして、ただちに
シャムの米の水準にまで日本
の食糧の價格水準を持つて行
くといふことは適當ではない。國
内の全般的價格水準から見
て、さしあたり適當であらう
と思ひます。

○寺島委員 それは二・三倍も安
く米を押えられておる日本の農
家に與へる言葉としては、私は
不適當であると思ひます。現
にここに農政局長もおいでな
るが、歴代の農林大臣が來て、
口を開けば、日本の農民に何
を言つたか。結局アジャ式生
産様式に立てこもつておる日
本の零細なる農家は、廣漠
たるシャムの農業、アメリカ
の農業、ウクライナの小麦に
對して、労働の生産性において、
とうてい太刀打ちできないのだ
といふことをもつて、歴代の農
林省のおおむね指導方針とし
て來つた。森農林大臣は、立
場が上らういふことは言われ
なかつたのでありますが、歴代
の農林大臣は大体そういう指導
方針を持つておる。ところがエ
ロア資金、ガリオア資金を拂
つてみると、結局どういふこと
かと申すと、世界で一番安い
のは日本の米である。この六
法全書の中に食糧管理法があ
りますが、この五條が六條か
に、米の輸入するに農林大臣

許可を得ればよろしいといふこと
でありますから、これは農林大
臣の許可を得て、日本の米を台
湾かどこかにでも輸出すれば、
一番もうかる商賣だと私は思
ひます。こんな安くない價格に
日本の米を置いておくといふこ
とは、私は適當ではないと思ふ。
長官の言葉を裏返して言へば、
反対の現象が起つて來るのだ
といふことだと思ふ。もちろん
農業恐慌が一般の恐慌と異
なるゆゑは、地球上にただ二回
しか恐慌がないといふことが
他の恐慌理論と異なる点であ
りますけれども、實際さういふ
場合に、日本の農家が考へら
れるからといふような御所論
らしく考へられますけれども、
三百六十円レイトが仕切られ
て決定しておるのだ。明々白
々に收購せられておるおの
が姿を日本の耕作農民はな
がめておるのだ。そうすれば、
パリティー計算の上、國際穀
物價格と國內穀物價格が、あ
まりにも値開きがひどい場
合においては、値開きのひど
い場合における一定指數を乗
じて、日本の米價を求めると
いふような基準的な準備を、
私は今日しなければならぬ
だらうと思ひます。重ねて問
います。食糧管理は消費者の
立場に立つて、農民から一銭
でも安く米をひつたところと
する一つの人格と、今度は、
都會の人に賣りつけようとし
る場合には、農民の氣持にな
つて一銭でも高く賣りつけよう
といふ、いわゆる二律背反を
して一個の行政官廳がやつ
ておるといふ矛盾を、あなたは
考へておられるか、これは明
白に國際物

許可を得ればよろしいといふこと
でありますから、これは農林大
臣の許可を得て、日本の米を台
湾かどこかにでも輸出すれば、
一番もうかる商賣だと私は思
ひます。こんな安くない價格に
日本の米を置いておくといふこ
とは、私は適當ではないと思ふ。
長官の言葉を裏返して言へば、
反対の現象が起つて來るのだ
といふことだと思ふ。もちろん
農業恐慌が一般の恐慌と異
なるゆゑは、地球上にただ二回
しか恐慌がないといふことが
他の恐慌理論と異なる点であ
りますけれども、實際さういふ
場合に、日本の農家が考へら
れるからといふような御所論
らしく考へられますけれども、
三百六十円レイトが仕切られ
て決定しておるのだ。明々白
々に收購せられておるおの
が姿を日本の耕作農民はな
がめておるのだ。そうすれば、
パリティー計算の上、國際穀
物價格と國內穀物價格が、あ
まりにも値開きがひどい場
合においては、値開きのひど
い場合における一定指數を乗
じて、日本の米價を求めると
いふような基準的な準備を、
私は今日しなければならぬ
だらうと思ひます。重ねて問
います。食糧管理は消費者の
立場に立つて、農民から一銭
でも安く米をひつたところと
する一つの人格と、今度は、
都會の人に賣りつけようとし
る場合には、農民の氣持にな
つて一銭でも高く賣りつけよう
といふ、いわゆる二律背反を
して一個の行政官廳がやつ
ておるといふ矛盾を、あなたは
考へておられるか、これは明
白に國際物

許可を得ればよろしいといふこと
でありますから、これは農林大
臣の許可を得て、日本の米を台
湾かどこかにでも輸出すれば、
一番もうかる商賣だと私は思
ひます。こんな安くない價格に
日本の米を置いておくといふこ
とは、私は適當ではないと思ふ。
長官の言葉を裏返して言へば、
反対の現象が起つて來るのだ
といふことだと思ふ。もちろん
農業恐慌が一般の恐慌と異
なるゆゑは、地球上にただ二回
しか恐慌がないといふことが
他の恐慌理論と異なる点であ
りますけれども、實際さういふ
場合に、日本の農家が考へら
れるからといふような御所論
らしく考へられますけれども、
三百六十円レイトが仕切られ
て決定しておるのだ。明々白
々に收購せられておるおの
が姿を日本の耕作農民はな
がめておるのだ。そうすれば、
パリティー計算の上、國際穀
物價格と國內穀物價格が、あ
まりにも値開きがひどい場
合においては、値開きのひど
い場合における一定指數を乗
じて、日本の米價を求めると
いふような基準的な準備を、
私は今日しなければならぬ
だらうと思ひます。重ねて問
います。食糧管理は消費者の
立場に立つて、農民から一銭
でも安く米をひつたところと
する一つの人格と、今度は、
都會の人に賣りつけようとし
る場合には、農民の氣持にな
つて一銭でも高く賣りつけよう
といふ、いわゆる二律背反を
して一個の行政官廳がやつ
ておるといふ矛盾を、あなたは
考へておられるか、これは明
白に國際物

許可を得ればよろしいといふこと
でありますから、これは農林大
臣の許可を得て、日本の米を台
湾かどこかにでも輸出すれば、
一番もうかる商賣だと私は思
ひます。こんな安くない價格に
日本の米を置いておくといふこ
とは、私は適當ではないと思ふ。
長官の言葉を裏返して言へば、
反対の現象が起つて來るのだ
といふことだと思ふ。もちろん
農業恐慌が一般の恐慌と異
なるゆゑは、地球上にただ二回
しか恐慌がないといふことが
他の恐慌理論と異なる点であ
りますけれども、實際さういふ
場合に、日本の農家が考へら
れるからといふような御所論
らしく考へられますけれども、
三百六十円レイトが仕切られ
て決定しておるのだ。明々白
々に收購せられておるおの
が姿を日本の耕作農民はな
がめておるのだ。そうすれば、
パリティー計算の上、國際穀
物價格と國內穀物價格が、あ
まりにも値開きがひどい場
合においては、値開きのひど
い場合における一定指數を乗
じて、日本の米價を求めると
いふような基準的な準備を、
私は今日しなければならぬ
だらうと思ひます。重ねて問
います。食糧管理は消費者の
立場に立つて、農民から一銭
でも安く米をひつたところと
する一つの人格と、今度は、
都會の人に賣りつけようとし
る場合には、農民の氣持にな
つて一銭でも高く賣りつけよう
といふ、いわゆる二律背反を
して一個の行政官廳がやつ
ておるといふ矛盾を、あなたは
考へておられるか、これは明
白に國際物

許可を得ればよろしいといふこと
でありますから、これは農林大
臣の許可を得て、日本の米を台
湾かどこかにでも輸出すれば、
一番もうかる商賣だと私は思
ひます。こんな安くない價格に
日本の米を置いておくといふこ
とは、私は適當ではないと思ふ。
長官の言葉を裏返して言へば、
反対の現象が起つて來るのだ
といふことだと思ふ。もちろん
農業恐慌が一般の恐慌と異
なるゆゑは、地球上にただ二回
しか恐慌がないといふことが
他の恐慌理論と異なる点であ
りますけれども、實際さういふ
場合に、日本の農家が考へら
れるからといふような御所論
らしく考へられますけれども、
三百六十円レイトが仕切られ
て決定しておるのだ。明々白
々に收購せられておるおの
が姿を日本の耕作農民はな
がめておるのだ。そうすれば、
パリティー計算の上、國際穀
物價格と國內穀物價格が、あ
まりにも値開きがひどい場
合においては、値開きのひど
い場合における一定指數を乗
じて、日本の米價を求めると
いふような基準的な準備を、
私は今日しなければならぬ
だらうと思ひます。重ねて問
います。食糧管理は消費者の
立場に立つて、農民から一銭
でも安く米をひつたところと
する一つの人格と、今度は、
都會の人に賣りつけようとし
る場合には、農民の氣持にな
つて一銭でも高く賣りつけよう
といふ、いわゆる二律背反を
して一個の行政官廳がやつ
ておるといふ矛盾を、あなたは
考へておられるか、これは明
白に國際物

許可を得ればよろしいといふこと
でありますから、これは農林大
臣の許可を得て、日本の米を台
湾かどこかにでも輸出すれば、
一番もうかる商賣だと私は思
ひます。こんな安くない價格に
日本の米を置いておくといふこ
とは、私は適當ではないと思ふ。
長官の言葉を裏返して言へば、
反対の現象が起つて來るのだ
といふことだと思ふ。もちろん
農業恐慌が一般の恐慌と異
なるゆゑは、地球上にただ二回
しか恐慌がないといふことが
他の恐慌理論と異なる点であ
りますけれども、實際さういふ
場合に、日本の農家が考へら
れるからといふような御所論
らしく考へられますけれども、
三百六十円レイトが仕切られ
て決定しておるのだ。明々白
々に收購せられておるおの
が姿を日本の耕作農民はな
がめておるのだ。そうすれば、
パリティー計算の上、國際穀
物價格と國內穀物價格が、あ
まりにも値開きがひどい場
合においては、値開きのひど
い場合における一定指數を乗
じて、日本の米價を求めると
いふような基準的な準備を、
私は今日しなければならぬ
だらうと思ひます。重ねて問
います。食糧管理は消費者の
立場に立つて、農民から一銭
でも安く米をひつたところと
する一つの人格と、今度は、
都會の人に賣りつけようとし
る場合には、農民の氣持にな
つて一銭でも高く賣りつけよう
といふ、いわゆる二律背反を
して一個の行政官廳がやつ
ておるといふ矛盾を、あなたは
考へておられるか、これは明
白に國際物

價水準に比較して、日本の米價が安い。しかも長い歴史の流れの間において、不合理な、むりなことは通らないといふことはきまつております。されば、この間の問題に対して、あまりにも値開きのひどい——これはアメリカにおける穀物政策をも論じ来なければならぬのでありますが、まだ——私は、日本の労働の生産性、土地の生産性というものが、日本農業の将来には潜伏しておる点があるような気がいたしますときに、かかる不当な米價安というところに、食糧管理局長官は甘んずるつもりであるやいなや、重ねて伺いたいと思ひます。

○安孫子政府委員 一般の物價水準から申しまして、米の値段が低いという事実は、これを認めざるを得ないのであります。これを適当な價格にしますにつきましては、できるだけ努力して参らなければならぬと思つております。

○寺島委員 最後に一つ大臣にお願いをいたしたいのでありますが、結局今食糧管理局長官は——私は與黨質問ですから、その手きびよく言つておるつもりじゃないのですが、その言葉の中にも、すでに國際水準に対して日本の米價は安いのだといふことをお述べになつておる。これを日本の耕作農民大衆諸君が知つたときに、しこりして日本の耕作農民の中から出た大臣である森さんに対して、結局要望しますことは、かかる低米價といふことは、結局低賃金に通ずるのではないか、低賃金、低米價を結ぶものは再びソーシャル・ダンピングになつて、あるいは日本の資本主義の花が咲く、その過程において、労働階級が非常な犠牲に供

されて行く。しかし保守政——私も保守政でありますが、保守政の内部における改良派をもつて任じておるわれ／＼として考えなければならぬ。これは、この労働階級が眞に納得するに足る農業政策を持たなければならぬといふことを考えますときは、先ほど來引例をいたして参りました東洋經濟新報所載の森農業政策を、さらにたくましく食糧自給の面に推し進められますとともに、價格につきましては、大臣が本會議等においてしば／＼述べられておるこの政策を、百尺竿頭一步を進められて、米價審議會と稱するやうなものでもつくられまして、そのうちに豊凶指數あるいは実効價格といふやうなものを、十分に織込んで行かれるやうな農業政策を推し進めていただきたい、かように要望いたします次第であります。これは大臣から感想として、その抱負を承れば非常に幸いであります。

最後に、たつた一言だけ事務当局に、それと関連してお聞きしたいのですが、あなたのやつておられる七月のバック・ペイが、理論上成立たないので、やはり十月にバック・ペイするの價格計算理論上当然だと思ひますが、これについては正する意思があるかどうか。大臣に対する抱負を伺つたあとで、ちよつと伺ひたいと思ひます。

○森國務大臣 寺島君にお答えいたします。米價の問題について、輸入食糧と日本の現在の食糧價格との比較をせられたのであります。今日日本の爲替レートを明らかにいたしまして、

そして世界の物價と同じ水準に持つて行かうといふので、今回レートが一本建になつたわけでありますが、今お話をうかがふに、輸入食糧の價格をもつて、ただちに日本の米價と水準を合すといふことにつきましては、從來ならば關稅政策によりまして、相當の政策もつくり得たのであります。今日ではそれが許されない段階にありますが、と、なおアメリカより輸入されております食糧は、御承知の通り特別な事情を持つ食糧でありますので、その價格自体がただちに日本より支拂いすべきものといふことになつておらないことも御承知の通りであります。しかし、現在日本の農村の生産しておりますすべての物價が、日本内地のすべての物價に比較して適切であるとは、決して私は考へておらないのであります。米價を上げますれば賃金が上つて来る、あるいは賃金が上れば諸物價が上る、こゝういふ経路をふむことは御承知の通りであります。經濟原則によりまして、この物價を現在の段階よりは上げないといふ一つの缺點のもとに進んでおるのではあります。が、統制の解除等によりまして、生産費をできるだけ安くする、いわゆる肥料も安く、農具等も安くして、生産費を償わない農産物價の対策を考へるということによつて、この原則を守るより道がない、かように考へておるのであります。二十四年米穀年度に対する農産物の價格決定につきましては、適正な價格を生み出すために、審議會等を設けまして、あらゆる階級の人々にお集まりを願ひまして、そして適正な價格をつくる審議會を設けたいといふ考へを持つておるわけでありまして、この点

御了承をお願いしたいと存じます。

○安孫子政府委員 バック・ペイを七月に大体やる見当でございますが、これを十月にやつたらどうかというお尋ねであります。全般的状況からいたしまして、七月にやればつこうではないか、十月に変更する必要がある、そゝういふように思ひます。

○寺島委員 その答が少し私はおかしいと思ふ。七月にやつて妥当なんだ、七月が理論上正しいのだ。十月にやる必要はないのだといふのは、たまたま七月に物價改訂が行われるから、それを機会にバック・ペイも行われるのだ。そうすると結局安孫子さんの言うやうなことをくりくつ的に折目切目をつけて行きますと、八、九、十の三箇月間バック・ペイをされない月が理論上出て来るのであります。この点十月にバック・ペイを行ふのが当然であつて、今のお答えは理論家行政官僚としては少しいかにがと思ひます。

○安孫子政府委員 お尋ねの点研究する余地はあろうかと思ひますが、七月にいたしまして、購入いたしてあります生産資材等が前に仕入れておりますものである關係上、非常に不當なバック・ペイになるということとは考へておりません。

○寺島委員 それでは私の方からその間の事情を長官にたんで御了解を願つた方が早いようでありまして、さうさしていただきます。結局バック・ペイは十月に行ふのが理論上正しいのです。これは學界の定説です。ただなせ十月に行へないのかといふと、七月にたまたま價格改訂を行ふから、何とか七月に行ふといふふうはないかと思つたところが、ちよつとよいことがあ

つた。それは生活費と生産費とを振るわけて二・五と七・五にわけて、偶然の一致で二・五といふ数字が出て來たから、七月でもよいじゃないかといふ偶然の一致が、今日七月バック・ペイを妥當ならしめておるゆゑんであつて、これは理論上の基礎がない、やはり將來においてあらゆる價格体系がくずれて來た場合におきましては、十月にバック・ペイを行わなければならぬものなるがゆゑに、農林當局としては、右方針のつとめて、バック・ペイ並にパリティ計算システムの御勉強をさらにお願いしたいと思ひます。

委員長にちよつとお許しを得ましてこれは與黨の質問で、これ以上やるといけませんからこの辺で切りますが、現行のフィッシャー式パリティ計算システムに關します私の見解、欠点並びにこれをいかなるパリティ計算システムによつて行ふべきかといふ、私の若干の構想をまとめておきますから、速記録に登載させていただくことにお願いいたします。以上をもつて私の質問を終ります。

○寺島委員 ただいまの質問で、農村の困つてゐる原因といふものが、米價にあるといふことがほとんど言ひ盡されたのであります。さらに農村が困つております、非常に貧乏に落ちて行く原因といふものが別にあります。農林大臣に御所見を伺ひたいと思ひます。が、農村の農業所得の課稅の場合に、十一月に庭先に取入れました米を、ほとんどその年の農業所得の收入金としてあげられてゐる。しかもその米の代金をもつて來年度の生活をやらねばならない農村の現状であります。この点

を農林大臣はどう考えているか、さらにそれに対して、今後どういう氣持を持つて農村課税の面に当られるか、お伺いしたいと思います。

○森國務大臣 お答えいたします。秋取上つた米を全部税金に出してしまつて、さて何によつて再生産をやるかというふうな、そういう極端な実情は私はないと思うのであります。しかし今日の農村の負担は決して輕いと私は考へておりません。所得税におきましても、更正決定がなされて、非常に地方によつて問題が起つておるのであります。しかも徴税面におきまして、一反歩当りの収入をどういふふうに見ているか、これは税務署を異にするごとによつて、一應の方針を大蔵省としては考へておるべきであります。まづいまに課税されておるのであります。いわゆる不適正と云うか、不合理と云うか、こういう課税に対して、農村はこれはほんとうに不合理である、不適正である。われ／＼國民として納税の義務はもちろん持つてゐるが、こゝろふりな課税額は自分としては絶対に承認できない。こゝろ今日科学的な裏打ちをするものが、何も農村においては持つておらないのであります。それでありまして、めんどうくさい行政裁判を起したりするよりも、まあ／＼仕方ないというふうな、いわゆる諦めによつて納税をやるというふうなことが行なはれて、まづたつた納得しないながらも納税しておるという事実を、われ／＼は見ておるのであります。こゝろふりなことはよろしくない、一体農業経営と申しまして、地勢ごとに、あるいはその農業の四囲の環境によつて、いろ／＼違ひが

あつたのであります。農業を經營する上において、自分の經營したておる農業がどこに欠陥がある。どこに長所がある。そして一体どれだけの収益があつてゐるということを、はつきり知つてゐる農家というものは、おそらく私は少ないと思ふ。それであつては農業経営の改善もできて行かない。それでありますので、本年は作物報告事務所等におきまして、いろ／＼参考の調査をいたしておりましたが、こゝろはほんとうに簡單なる普通の農業者が記入し得る簿記式によりまして、標準農家を相當数全國の各地区ごとに置きまして、家計調査をやつてもらう。その家計調査によつて、地方の農業者はこゝろいふ經營上の収益を上げてゐるというこの事実をつかまえて、この事実こそ眞に納得し得る納税の基本となる。私はかように考へておるのであります。私はかように考へておるのであります。この意味から、今日の農村がさらに經營を合理化して行き、また國家の義務を負担する納税に對ししても、納得の行く基礎をつかみ得るといふようにいたして行きたい、かように考へてゐるのであります。今日の農村に對する課税は、決して私は輕いとは毛頭考へておりません。できるだけは安くせなければなりません。どの程度が適正であるかといふことは、おそらく大蔵當局、税務署もわかりません。また納税者自体の農業者も、自分はこれだけ納めていいんだという結論をつかむことはできない。こゝろいふいわゆる非科学的な現狀でありますので、これをさう簡単に急に参らぬかもしませんが、少くとも本年度はこの方面に手を入れまして、そ

して科学的根拠をつかみたい、かように考へておるわけでありませう。

○寺崎委員 まことに御親切でありがとうございました。私のお尋ねいたしましたことは、少し言葉足らずでございましたが、私の申し上げたのは、農業所得の算定にあたり、具体的に申し上げますと、二十三年度の産米を十一月に農家の庭先に收納し、それをただちに税務署は二十三年度の農業所得の中にに入れてしまふわけですか。ところが農家といふものは、二十三年度産米をもつて二十四年度の十月まで生活して行かねばならない、こゝろなるわけでありませう。その点大臣はどう考へてございますか。

〔坂本委員長代理退席、委員長着席〕

○森國務大臣 お答えいたしますが、二十三年度の秋收納したものは二十四年度の十月まで食つてゐる。これは結局同じように繰り延べて行くので、同じことじやないか、私はさう考へます。二十三年度にたとへば本年度の秋に收納したものは、前年度の収益として、從來は納税の基準になつておつたわけでありませうが、現在はその年度に收納したものを一月に申告いたしましたことを、後においてこれを申告し直すといふことになつて行くわけでありませうから、收納の時期がかわりまして、結局それが課税の標準となつて私はさしつかえないのではないかと、かように考へるのであります。なおこの技術的な立場から農政局長にも説明をつけ加へさせていただきます。

○寺崎委員 税額の点において大した差です。

○山添政府委員 これは寺崎さんは農林省の事務當局がいろ／＼言つておることを御承知の上での御質問でありますから、私から申し上げるまでもないのであります。一言申しますれば、ただいまバック・ペイの問題についていろいろ問題がありましたが、バック・ペイを必要とするという事柄が、今の問題を逆にした問題でありまして、バック・ペイが若干その問題を緩和しておるというところはございますが、農林當局といたしましては、事務當局として、このインフレの時代においては、さういふ時の差によつて非常に起る収入が過大に見積られるというところを指摘して、大蔵當局といふ／＼折衝しておりますけれども、これはなかなか大問題でありまして、容易に片がつかないものであります。従つて農林省がこゝでいゝとか悪いとか言ひまして、これはまた別に問題にならない。しかもわれ／＼はさういふ意圖をもつてたえず話をしておるわけでありませう。

○寺崎委員 それはそれでわかりましたが、今後ともひとつよろしく願ひしておきます。

農村の非常に困つております問題はそれのみにとどまらず、割当に際しては反別の誤差があつてゐたり、あるいは実收高の見當違ひが出てゐたり、さういふこともあるのでございませう。前の質問者のお答えに、農地の反別を把握しておらない。これに對しては農林省として何年かの計画によつてお初めになつておるようでありませうが、その耕作反別の調査は一体どういふ方法で、どういふ機關がやつておるか、何

年でそれで完了するか、それをひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○森國務大臣 この問題は実に重大な問題でありまして、本日本會議でも満場一致決議案が可決されましたが、ほんとうに私が申し上げるまでもなく、日本の土地台帳は不確実なものはないのであります。戦災で焼けてしまつた土地台帳もありませうし、その土地台帳といふものは地目交換されて、何が何だかわからないやうな情勢でありませう、このまことに複雑怪奇といふやうな土地の現状を、現在作報事務所の手によつて一筆ごとの調査をやつてゐるのであります。なか／＼これは何億万筆もあるものを、容易に短期間に結論を得ることは困難でありますけれども、困難だからといつて捨てておくわけに行きませうので、今日の許される範囲において、その調査は進行いたしておるのであります。しかしさうも本會議で御決議になりましたけれども、これはほんとうに日本のすべての基礎になるのであります。一体自分の屋敷がどれだけあるかわかりませうので、これだけ米がとれる、これだけ何ができるといつて、お客さんを養つておるといふやうな、日本のいわゆる砂上に宮殿を築いておるといふやうな情勢ではないのであります。これはおそらく三十億、四十億の巨額の金を要すると思ひますが、とても農林省が一局一部において、完全になし遂げられるやうな、そんな小さい仕事ではありませう。私はかつてさういふことを政府にも要求したこともあつたわけでありませうが、とにかく日本の戦後の実体をつかんで、この実体に即し

○寺崎委員 大臣はたいへん農村の事情がよくわかつておりますから、もう今さらお尋ねする必要もないと思いますが、反則がはつきりつかめないということは、どこにその原因があるか、たくさんありましようけれども、農民自体が反別をつかまれたら困るというような氣持などどこにあるはずです。それはつまり米價が安いということですね。別にありません。だからこれをつかまれてしまつて、みんなしほり上げられたならば、自分の食う物さえも十

○森國務大臣 事務的のことは政府委員からお答えいたしますが、今お言葉の中にありました隠密のように作報が思われておる、こういうお言葉でありましたが、さようにも考えられるのでしよう。これがつまり今日の供出制度が私としておもしろくないという理由の一つです。ということは反別の割当、作柄の割当をして供出をやるものですから、今の價格が安いから隠すのでなしに、とにかく反別を隠す。知事が作付反別を隠し、收穫量を隠す。その知事の隠したものをまた地方事務所が隠す。それからまた町村が隠す、こういうようになるのでありますから、今の三百万町歩ある水田が二百九十万町歩になったり、二百八十万町歩になったり、二百七十万町歩になったり減つて行く、こういうことがあつてはほんとうの数字がつかめないから、農林省としては、作報事務所という組織をもつてこの事実をつかもうとする。つかまれてはいへんだと思うから、作報というのは、隠密的なやつだ、こういう御非難があらうと思いますが、とにかく今日の食糧事情から考えていただきまして、はつきりとこの收穫量なりあるいは作付反別なり、これを調べるということは、ひとり政府だけの責任ではなしに、國家としてもこの食糧を外國から輸入している以上は、責任を分担していただかなければならぬのでありますから、どうかこの隠密的であるというようなお考えでなしに、この作報で人手不足でやつておる仕事に協力してやるというふうにして、御協力を切にお願いしたいと思うのであります。なお統計の内容については、他の政府委員からお答えいたします。

○安孫子政府委員 昨日の御質問に關連して來る問題でありますが、作報の面積申告は建前として都市並びに非農家も含めてやつておるのであります。従つて理論的には全收量を把握するのではありませんが、實際問題といたしましては、都市とかあるいは非農家というものとは大體落ちておるといふのが現情だと思ひます。

○寺崎委員 何とかして實際の面積を把握することの方がよいと私は思うのであります。私は農業会長をやつておつた關係から、農業協同組合にはほんとうの一筆調査といふものがあるはずだと思ふ。現在の農業協同組合でもそれを受けついでおりますから、一筆調査がカード式になつて名寄帳として出ているはずで、ほんとうにこれを活用させることができますれば、これは現在の台帳として完備することができ、その上この明治十七年前後にできた帳簿は、二十五、六年後に耕地整理をやつてほとんど反別がかわつていふといふ点がございすために、約二割から三割實際の面積が違つておられます。そういうのも農業協同組合にははつきりわかつております。三割以上も農業協同組合の中で念の入つた帳簿にはあるはずで、そういう点に對して、農林省は何とか手を持つ氣持はございませんか。農林当局の御返事を願ひいたします。ちよつと私の言ひ方が悪いかと思ひますが、それはただだに見せろと言つてもなか／＼ぐあい悪いことです。私が農業会長をしておつた経験から言ふならば、政府はたとえ見せろと言われても、相當の理由なしには見せはしません。やはりそういうものを調べる以上は、農家に對して十

分な同情のないことには、見るだけの権利もないという結論になることを考へてお尋ねしたわけです。

それから農業協同組合ができましたが、その発達が非常に悪い。まだできたばかりで何の仕事もできない。その経営自体を見ますときには、ほとんど赤字の農業協同組合ということになっておりまして、農民はさびしい氣持を持つて現在の農業協同組合を見ております。これに対して、農林省としては農業経営の指導の面において、どういう氣持をもつて指導されますか。農業協同組合自体が経営のできるような経営の方法が、どういふ方面に考えておられますか。そのお考えをお聞きしたいと思います。

○山添政府委員 協同組合につきましては、政府が直接これを助成をしないので、間接的に教育その他を通じて援助をする、あるいは技術普及組織がございしますが、こういうようなものも協同組合と提携をして仕事を進めて行く、こういう考えでおります。結局何を申しまして、直接の事柄よりも協同組合が発達するがごとく環境をつくることに努力する、るるお述べになつておるようなことに努力することだ、こういうふうに心得ておるわけでございます。

○寺崎委員 さつきお尋ねの中にも、御答弁の中にもあつたことでありますから、これを繰返して申し上げますことは、時間のむだにもなるかと思ひますけれども、もう一つだけお聞きしたいと思ひます。農林省と商工省が話合ひの上で、今後の農村の報奨物資なりの肥料、農機具、農薬、そういう方面に至つては、うまく運営をして行こうと

いうような御答弁のようでございまして、私は肥料、農機具は何でこれを商工大臣が握つておるかという疑問を持つておるものであります。どういふわけで商工大臣が握つておるか。商人が肥料、農機具を買つか。町のまん中でこえたを賣つたところで、あるいはくわ、かまを賣つたところで買手はない。農村でないと買手はない。それを何で商工大臣が握つておるか。これは商工大臣から農林大臣がとつてしまわねばならぬというような考えを私は持つております。どういふわけで商工大臣が握つておるか。どういふわけで農林大臣がとり切らぬのか。そこをひとつ聞かせてもらいたいのであります。

○山添政府委員 この問題については、りくつを言つてもしかたがありませんから、沿革を申し上げた方がいいと思ひます。農機具につきましては、元來農林省が實際上やつておつたのであります。物資需給調整法ができましたして、指定生産資材等については切符を發行することになった。切符を發行することになりますと、これは商工省ということに行つてしまつたのであります。が、今回の農林省設置法案、通産省設置法案の制定されます機会に、森農林大臣が特に御主張になりました。農機具は農林省に原則的に所管が移ることになったのであります。もちろん通産省に關連のある部分もございまして、その部分は通産省に残るのであります。が、原則的にはたゞいまお述べになりましたようなことになりました。それから化学肥料につきましても、これは第一次吉田内閣當時に非常に問題がございまして、その當時農林

省並びに商工省で共管のような形でやつておつたのであります。農林省の主張としては、農林省の專管にすること、肥料の増産上一番適切である。また生産配給を通じた一貫行政をすることが便宜である、こゝに主張であつたのであります。もとより商工省におきましては、生産については商工省の專管がよろしい、これは化学行政を総合的にやつて行く必要上その方がよろしい。総合的に申しますのは、肥料工場は肥料のみならずいろいろのものをつくりまゝ。そういう關係もありまして、そういう主張であつたのであります。これはいふん長い間論争され、もまれたのでありますけれども、關係方面におきまして農林省に專管することとは反対である、こゝに意見が出ましたので、現在のよりな方向にきまりました。すなわち生産行政は商工省の所管とする。但し実質におきましては、農林省におりました肥料關係の技術者が行きて、化学肥料部を特設して行政をやつておるわけでありまして、大体そういうことになつておるわけでありまして。

○寺崎委員 私どもは農村の必要なる物資は、農林省がこれに對して全責任を持つてやうと、その質と量の点において、すべての点において十分の責任を持つてやる、商人が利益本位でやるといふことはさうだといふような考えを持つておられますから、今後ともこゝういふ方面に對しては、農林省所管に移るよりな方法をとられたいと考えております。その点についてはこれで打ち切ります。

は、財政法の第三條に當らないため、たゞいまの國會に諮らずに、今のやり方できめた方がほんとうであるといふようなことをおつしやいました。が、どんな文句が財政法にはございまして、ちよつとご調べ願ひたい。

○安孫子政府委員 第三條を朗讀いたします。「租税を除く外、國が國難に基いて收納する課徴金及び法律上又は事實上國の独占に屬する事業における專賣價格若しくは事業料金については、すべて法律又は國會の議決に基いて定めなければならぬ。」以上であります。

○寺崎委員 私は國民の生活に最も必要なるものは國會において決定すべきものだと思ひます。それに農産物は國民の生活に最も必要なるものであります。それを國會に諮らざるにきめるといふ法律そのものが間違つておるわけでありまして、これはひとつ現在の農林委員會会においては、ぜひとも撤回して、さうして國會の審議をもつて米價を決定する。運賃の値上げであつても、タバコの値上げであつても、ほとんど全部それが國會の審議を経ておるのに、國民の主食糧であり、生活の根本をなす米價については國會は何ら審議をしないといふことは、これは不都合であると考えます。こゝういふことを申し上げまして、私の質問を打ち切ります。

○深澤委員 二、三の点についてまだ承知したいことがありますので、お伺いしたいと思ひます。一点は轉落農家、一部保有農家でありまして、この保有米が四合認められていないといふことは、まことに不合理であるといふぐあいにおられるのであります。この扱いの方法といたしましては、完全あ

るいは不完全の限界をきめる場合におきましては四合で計算をいたすのであります。が、不完全といふ立場が決定いたしますと、今度は三・一合で計算をするために、完全保有農家の限界点を越えて、数十日も食い延ばさなければならぬといふ事情が、一部保有農家にあるわけですね。その上に補正の場合におきましては、大体において、生産に對する補正でなしに、割當に對する補正が行われるために、補正の恩恵は、この一部保有農家は受けることができないといふことのために、二重の苦しみがあるのであります。この一部保有農家は日本の農家の六〇%近い数であるといふ事情に基きまして、この一部保有農家の四合保有を切り下げたといふことは、まことに不合理であるといふ声が全國にあると思ひます。が、この点について農林當局は、一部保有農家の保有を四合にする御意思があるかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

○安孫子政府委員 一部保有農家の三・一合を四合にする意思があるかというたゞいまのお尋ねであります。が、率直に理論的に申しますれば、同じでよいのではないかと私は思つております。従前あれば同じになつておつたものだと思ひます。ただ終戦後食糧の需給が非常に窮乏いたしましたために、完全農家は大体面積もごく少いし、また場合によりましてはかきいへる仕事もやつておられますので、その關係もありまして、少し切つたらいではいかないかといふことで、あれは切つておるのであります。その後需給狀況はそれを回復するまでにまだ十分回復いたしておりませんので、こゝしばらく

か、どちらかへ入つておるとすれば、その数量は大体どのくらいと見られておるのか、その点をひとつ伺いたいと思います。

○安孫子政府委員 農家用の加配は農家用の方に入つております。今年の計画の数量は大体四、五万トンだと思つております。五万トンとして三十万石であります。

○深澤委員 それからもう一つ伺いたしたいことは、われ／＼は食糧の場合におきましても、なお詳しくお尋ねしたいと思つてますが、現在の割当のボーナス・ラインと申しますか、強権ラインと申しますか、事前割当の数字においてそのラインが引かれておる。しかしながら当然災害によつて中央補正、地方補正というものがあつて中央を合算したものを事前割当の数字から引いたところに、このボーナス・ラインあるいは強権ラインを置かるべきであるというふうに考へるのではありませんか、この点は一体どういふぐあいに農林省は考へられておるか。

○安孫子政府委員 この点はどちらの見方も立つと思つておりますが、現在におきましては、補正ラインでなく、事前割当のラインをボーナス・ラインにいたしております。

○深澤委員 われ／＼が先日委員会の調査に参りました場合におきましては、群馬縣等においては、ラインは事前割当の数量をラインにしているわけですが、それに対してわれ／＼は、災害なかりせばということを前提として事前割当の数は、当然災害によつて補正された場合におきましては報奨ライン・ボーナス・ラインは当然補正されたとおるべきではないかと思つておる。今お話をうに災害があつて補正したのであるから、補正ラインをもつてボーナス・ラインとするという考へ方もありまして、また事前割当制度から言ひまして、とにかく事前割当よりもよいのでき場合、それがボーナスになるのだという考へ方もあるものでありまして、いろいろ關係方面とも何回となくこの問題は論議を重ねたのでありますが、私もどもいたしましては追加供出の目標を定めます際には、特にこの問題が供出面に大きな影響を持ちますので、強くボーナス・ラインを補正ラインに引下げることに折衝いたしたのであります。しかし結局水かけ論になりまして、ただいまのところ事前割当のラインがボーナス・ラインであるという措置になつて来ております。

○深澤委員 その点は食糧法に譲りますが、このたびの行政整理によりまして、相当の減員があるものであります。特に食糧の關係におきましては、聞くところによりますれば一般会計よりも実定員と予算定員の間に何ら開きがないというようなことで、全國末端の食糧事務所等におきましては、これ以上減員されるならば、實際において

食糧事務が停滯するといふような熱烈な声があつておるのでございますが、なおもしもあえてこれを行わんとするならば、ある場合には辭職もやむを得ないといふような声が非常に高まつておるようでございますが、長官としてしましては、この行政整理によつて減員された場合において、万全に食糧事務をやり得る自信があらくなるかどうか、この点をお伺いしたいと思つておる。

○安孫子政府委員 現在の食糧事務所は、定員に對しまして実員がほとんど充たれておるために、欠員がごく微々たるものでございます。この人員をもつていたしまして、いろいろさしあたりの問題といたしましては、麥の補正その他の調査あるいは配給の事務、あるいは今後の麥、ばれいしよ、その次の米、かんしよの供出事務を担当しておりますので、手一ぱいな状況でございます。これを大体たいたいのところでは二割切るということになつておる。二割を切りまして、現在の食糧管理局關係の定員が三万五千名でありますから、七千名近いものになり、欠員その他を考へましても、どうしても六千名近い者が実員として減らざるを得ないという状況になります。残つておる人がその分をかぶつてやらなければならぬ。残つておる人がこれをかぶる余力はたいたいのところはない。こう考へます。従つてこれが現実の整理をされるということになりますならば、相当事務の上に凝滞を來すもの考へます。

○深澤委員 法案の内容について少しく明確にしておきたい点があるのであります。第八條の三の二項であります

が「農林大臣が購入券ヲ交付シ得ル數量ノ最高限度ヲ指示シタルトキハ當該行政官廳又ハ都道府縣知事ハ當該限度ヲ超エテ購入券ヲ交付スベカラズ」という條文がありますが、この最高限度の内容はどういふことを指すのか。

○安孫子政府委員 その月に配給すべきものの最高限度という意味でございます。

○深澤委員 そういたしますと、この最高限度を指示した場合においては、当該限度を越えて購入券を交付すべからずということになりますと、たとえば一般の消費者のわく、それから農家用のわく、勞務加配のわく、この三つがあるのでございますが、このわくはかなる事情があつても越えてはならないという、こういうぐあいになると思つておるが、そういうことになるので

○安孫子政府委員 どうしてもそのわく内で納まらない場合には、中央と打合せをしてその点を是正してくれ、こういう考へ方でありまして。

○深澤委員 もちろん法律の制定の場合におきましては、法律の條文がそうあつてもいろいろ／＼な話合ひで解決するのだというぐあいが往々にして説明されるのであります。一旦法律となつて参りますと、これは全國何万何十万人の人がこの法律によつて動いて行くのであります。従つてこの法律をかたく守つて行くといふような結果になることは必然であると思つておる。従つて、消費加工面に対しては、あるいは輸送その他の問題に關しまして不服がある者は、これに對して不服の申立てができる、こういうことを認め

きがあるのであります。その開きを無視いたしまして、農林大臣が天くだりに地方のわくを決定いたしまして、原則的にはそれ以上をふやすことができないのであるといふことになつてしまつと、轉落農家の飯米の問題、裸供出の完全農家に対する還元米のごときは、非常にきつ／＼になりまして、おそれる農家の間から相当大きな問題が起つて來ると思つておる。従つてこつたかいたいわくをはめてしまふことは、今後の食糧問題解決の上には、まことに不自由な状態になると思つておるが、その点の見解を伺いたい。

○安孫子政府委員 この食糧に關する問題でありますだけに、一定の最高限度をきましても、非常に重大な支障がある場合は、府縣は法律事項であるがゆゑにといふことで現実を押し切つてしまふといふことは、從來の経験からいたしてないと思つておる。やはりどうしても足らぬといふことになれば、中央と打合せして、それで適正なる配給を履行して行くといふことになると思つておる。それが從來無断で縣のみの段階においてやられたことを、中央においても十分承知して、そうして実行して参りたいと思つておる。

○深澤委員 食糧長官の後意思のように行くことをわれ／＼は希望いたしまして、この点は了承するのであります。が、しかし法律をこつ／＼ぐあいにきめることには非常に疑問があると思つておる。それから第九條の点でございますが、消費加工面に対しては、あるいは輸送その他の問題に關しまして不服がある者は、これに對して不服の申立てができる、こういうことを認め

きがあるのであります。その開きを無視いたしまして、農林大臣が天くだりに地方のわくを決定いたしまして、原則的にはそれ以上をふやすことができないのであるといふことになつてしまつと、轉落農家の飯米の問題、裸供出の完全農家に対する還元米のごときは、非常にきつ／＼になりまして、おそれる農家の間から相当大きな問題が起つて來ると思つておる。従つてこつたかいたいわくをはめてしまふことは、今後の食糧問題解決の上には、まことに不自由な状態になると思つておるが、その点の見解を伺いたい。

○安孫子政府委員 この食糧に關する問題でありますだけに、一定の最高限度をきましても、非常に重大な支障がある場合は、府縣は法律事項であるがゆゑにといふことで現実を押し切つてしまふといふことは、從來の経験からいたしてないと思つておる。やはりどうしても足らぬといふことになれば、中央と打合せして、それで適正なる配給を履行して行くといふことになると思つておる。それが從來無断で縣のみの段階においてやられたことを、中央においても十分承知して、そうして実行して参りたいと思つておる。

ておるのでありますが、生産者に対しては、何ら不服の申立ての機会を與えておらない。政府が決定するところの農産物の價格というものは、必ずしも農民が満足の狀態ではない。これに対する不服は全國の農民の間にあると思ふのであります。あるいは割当配給等の問題につきましても、相当の問題があると思ふのでありますが、生産者に対しては、その不服の申立ての余裕を與えないのみか、賣り渡さない場合におきましては、法をもつてこれを收用するという強権規定があるのであります。こういうような見地から考へまして、配給、加工、製造、譲渡、その他の処分をするそれらの人々に対しては、こゝろより不服申立ての機会を與へ、眞に日本の食糧の生産の基本的な仕事をするところの生産者に対しては、ただ法律をもつて強制するというこの食糧法の精神といふものは、まったく農民抑圧の精神を持つておる法律であるといふことは考へるべきであります。その点について長官は、どういふようにお考へになるか。

○安孫子政府委員 食糧管理法は食糧の管理に關する法律でありまして、供出の關係につきましては、今度御審議いただき食糧確保臨時措置法に譲つてあるわけでありまして、その方に対しては供出割当について異議の申立ての規定がございますので、これで救済されると思ひます。價格の点につきましては第九條にあります。

○深澤委員 なおこれに關連しまして食糧緊急措置法が制定されておりました、この補いをする強権発動の根拠があるものでありますが、すでに毎年行われますところの強権発動は、いたずらに農民の生活を脅し、この供出、生産というこゝろに対して不安を與えるの逆効果しかないものであります。そのために農民はこの供出に対する怨嗟の声をあげておることは間違いない事実であります。こゝろより意味におきまして、この緊急食糧措置法に對しまして農林省はこれを廃止する御意思はないかどうか、この点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 私から申し上げるのはどうかと思ひますが、現在の食糧事情からいまして、廃止するといふことは困難であると思ひます。

○深澤委員 それから最後の三十二條の改正点で、從來もあつたのでありますが、主要食糧の輸出、または移出、輸入あるいは移入の点であります。この点に対する違反者を処罰することはけつこうであるが、その所持するものをこれを沒收するといふ規定があるのであります。これは有價を意味するの、無價を意味するの、もしくは無價であるとするならば、少くとも個人の財産権を侵害するものではないかといふぐあいにお考へるものであります。この点は、どういふぐあいにお考へになりますか。

○安孫子政府委員 ただいまの点私どもも見解としては無價だと存じます。犯人の所持するものです。

○深澤委員 それは裁判にかけて司法権の決定によつて無價で沒收するの、それとも行政権で沒收するの、それをひとつ伺ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 やはり裁判にかけることになると思ひます。

○深澤委員 それでは、現在列車内等において一斉取締りをやつておる場合

において、警察官がそれを沒收するといふことはできない、裁判にかけて決定しなければならぬといふぐあいに解釈してよろしうございませうか。

○安孫子政府委員 列車の取締りの分は有價で買ひ上げておるわけでありませう。

○深澤委員 有價で買ひ上げることが原則としてきまつておるわけですね。無價で沒收された場合において、それは財産権の侵害であるといふぐあいに解釈してよろしうございませうか。

○小笠原委員 それでは他に御質疑はありませんか。別に御質疑もないようでありますから、これにて質疑は終局いたしました。

引續き討論採決に入りますが、これは後日に譲ることとしたしまして、次回は明日午前十時より開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後四時四十九分散會

〔參照〕
單一爲替レート設定に伴う
米價決定方式改正案要領
寺島農政調査室
昭和二十四年四月二十五日

現在米價の算定についてはフィッシャー式パリティ計算システムによつておることは云ふ迄もないが、右計算に於ては公定價格のみによつて実行價格が考慮されず、又今後統制撤廃により農家必需物資中計算に入れられざる品目を増し事実上均衡計算理論が成り立たなくなつておることを

2 農産物價格は天候其の他の自然

的條件に支配される。故に價格決定については豊凶の場合を考へる必要があるが、今日迄その考慮は何等なされてない。よつて價格決定に當り必需資材と豊凶に及ぼせる自然的條件の間一定の考慮を拂ひことが農業再生産上必須である

3 國際物價と國內農産物價との鞘寄が一本爲替レートの実施により必要になつて来る(註一、)

右三條件によつて最早米價算定は新しい方式によつて行わなければならぬ段階に入つて来る

その場合一部には生産費計算又は自由主義的措置等が論ぜられてゐるが我國現在の經濟実相及び經濟九原則第九項の指示によつて行ひべきでないことは言うまでもない。(註二、)

よつて次の方式によつて米價の決定をなしその取扱いは新に「米價審議會」を設けて行ひ。(註三、)

1 パリティ計算方式を採用するも実行價格を反映する様米價審議會に於て措置す

2 豊凶に對し一定の指數を定めこれをパリティ方式の上に計算し、農家の再生産に支障ならしむること

3 新レート換算による國內農産物價格と輸入農産物價格の差違著しき場合は一定の割合を超えるものに對し米價審議會において一定指數をパリティ計算の上に乘じ算出する

4 パックベームメントはその趣旨と計算上の理論に鑑み現行七月パックベームは八、九、十の三ヶ月間理

論上パックベームにされる時が出てくるので當然十月これを行ひ(註一) 一本爲替レート設定により如何に國內農産物價が國際水準より不自然低位にきめられてゐるかはジャム米を一七九六六セントで輸入してゐる。邦貨換算五万八千四百八十圓の米を船腹、保險、マージンを加へ、六万四千六百五十九圓六十銭で輸入してゐる。然らば日本の米價は如何というに二万八千四百五十銭に過ぎない。即ち五割六分(註二)も安い。五割六分(註三)も安く米價をきめ、その價格差は各種食糧通計四百五十億に近いものを國民が負担してゐる

(註二) 生産費計算によれば經濟變動著るしき現狀によりラゲ(價格變動時差)の影響により結局再生産を不可能ならしむ

(註三) 自由放任主義は經濟理論上は肯定出來て經濟九原則第九項により当面行ひ得ざるのみならず、反對に外國に於ける數物過剩時代が到來した場合を予見想定した場合の價格政策としては妥當でない

(註三) 財政法第三條の解釈によつて米價は國會で決めるということになつてゐるが事實上取扱が不便なので内閣の中に「米價審議會」を設け各農林農業者代表、國會議員、學識経験者を以て構成する。この米價審議會が米價の決定をなす